

II 暫定法關係

Ⅱ-1 暫定法関係法令集

1 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

	昭和25年 5月10日	法律第 169号
改正	昭和26年 3月31日	法律第 92号
〃	昭和26年 3月31日	法律第 97号
〃	昭和27年 4月11日	法律第 83号
〃	昭和27年12月22日	法律第 317号
〃	昭和28年 8月17日	法律第 233号
〃	昭和28年11月16日	法律第 270号
〃	昭和29年 5月25日	法律第 124号
〃	昭和30年 8月13日	法律第 164号
〃	昭和31年 6月11日	法律第 142号
〃	昭和33年 4月15日	法律第 62号
〃	昭和33年12月25日	法律第 183号
〃	昭和36年 5月30日	法律第 100号
〃	昭和53年 5月 1日	法律第 36号
〃	昭和53年 7月 5日	法律第 87号
〃	昭和59年 5月11日	法律第 28号
〃	平成10年 3月31日	法律第 22号
〃	平成11年 7月16日	法律第 87号
〃	平成11年12月22日	法律第 160号
〃	平成30年 5月18日	法律第 23号

(目 的)

第1条 この法律は、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業に要する費用につき国が補助を行い、もつて農林水産業の維持を図り、あわせてその経営の安定に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この法律で「農地」とは耕作（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により耕作に該当するものとみなされる農作物の栽培を含む。）の目的に供される土地をいい、「農業用施設」とは農地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。

- (1) かんがい排水施設
- (2) 農業用道路

- (3) 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設
- 2 この法律で「林業用施設」とは、林地の利用又は保全上必要な公共的施設であつて左に掲げるものをいう。
- (1) 林地荒廃防止施設（法令により地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く。以下同じ。）
- (2) 林道
- 3 この法律で「漁業用施設」とは、漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であつて次に掲げるものをいう。
- (1) 沿岸漁場整備開発施設（消波施設その他政令で定めるものに限る。）
- (2) 漁港施設（漁業の根拠地となる水域及び陸域内にあり、かつ、水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設及び水域施設に限る。以下同じ。）
- 4 この法律で「共同利用施設」とは、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合その他営利を目的としない法人で政令で定めるものの所有する倉庫、加工施設、共同作業場その他の農林水産業者の共同利用に供する施設でその所有者の区分ごとに政令で定めるものをいう。
- 5 この法律で「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異状な天然現象により生じた災害をいう。
- 6 この法律で「災害復旧事業」とは、災害によつて必要を生じた事業で、災害にかかつた農地等を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において、当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む。）を目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものをいう。
- 7 災害によつて必要を生じた事業で、災害にかかつた施設（農地を含む。以下同じ。）を原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とするもののうち、1箇所の工事の費用が40万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。
- 8 前2項の場合において、1の施設について災害にかかつた箇所が150メートル（漁港施設にあつては100メートル。以下同じ。）以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに1の施設について災害にかかつた箇所が150メートルを超える間隔で連続しているものに係る工事又は2以上の施

設にわたる工事で当該工事を分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものは、1箇所の工事とみなす。ただし、当該工事を施行する者が2以上あるものについては、この限りでない。

参照条文

{	令：施行令	令第1条	令第1条の3
	則：施行規則	令第1条の2	

(補助の対象及び補助率)

第3条 国は、予算の範囲内で、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

- (1) 都道府県が行う災害復旧の事業費の一部
 - (2) 都道府県以外の者の行う災害復旧事業につき、都道府県が、次項各号(第3項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁業用施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号)の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率を下らない比率による補助をする場合におけるその補助に要する経費(当該各号に定める比率を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部
- 2 前項第1号の規定により国が行う補助の比率は、次の区分による。
- (1) 農地に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の5
 - (2) 農業用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5
 - (3) 林業用施設に係るもの
 - イ 林地荒廃防止施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5
 - ロ 林道に係るもの
 - (1) 奥地幹線林道に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5
 - (2) その他の林道に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の5
 - (4) 漁業用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の6.5
 - (5) 共同利用施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の10分の2
- 3 その年の1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域に限り、その被害を受けた農地、農業用施設、林道及び漁業用

施設の災害復旧事業の事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、第1項第1号の規定により国が行う補助の比率は、前項の規定にかかわらず、次の区分による。

- (1) 農地に係るもの 当該部分の10分の8（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の9）
- (2) 農業用施設に係るもの 当該部分の10分の9（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）
- (3) 林道に係るもの
 - イ 奥地幹線林道に係るもの 当該部分の10分の9（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）
 - ロ その他の林道に係るもの 当該部分の10分の7.5（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の8.5）
- (4) 漁業用施設に係るもの 当該部分の10分の9（当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の10）

4 前項の地域は、その年ごとに農林水産大臣が指定する。

参照条文	令第1条の4	令第6条	則第3条
	令第2条	令第7条	則第4条
	令第3条	令第8条	則第5条
	令第4条	則第1条	則第6条
	令第5条	則第2条	則第7条

（連年災害における補助率の特例）

第3条の2 その年の12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた政令で定める地域内においてその年の1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業につき前条第1項第1号の規定により国が行なう補助の比率は、同条第2項及び第3項の規定にかかわらず、農地、農業用施設並びに奥地幹

線林道及びその他の林道ごとに、当該3年間の災害により被害を受けたこれらの施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害がその年の1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき同条第4項の規定による指定がなされたものとみなして同条第2項及び第3項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た商に相当する比率とする。この場合において、その商は、小数点以下3位まで算出するものとし、4位以下は、四捨五入するものとする。

- 2 前項に規定する地域内においてその年の1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業で都道府県以外の者の行うものについての第3条第1項の規定の適用については、同項第2号中「次項各号（第3項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁業用施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）の区分に従い、それぞれ当該各号に定める比率」とあるのは「次条第1項の規定により算出される比率」と、「当該各号に定める比率を超えて」とあるのは「その同項の規定により算出される比率を超えて」とする。
- 3 前2項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額が、前2項の規定を適用して同条の規定により算出した同条の規定による国の補助の額をこえる場合は、適用しない。

参照条文 $\left(\begin{array}{ll} \text{令第5条の2} & \text{則第1条} \\ \text{令第5条の3} & \text{則第7条} \end{array} \right)$

（緊要な災害復旧事業に対する政府の措置）

第3条の3 政府は、前2条の規定により国が直接又は間接にその事業費を補助する災害復旧事業のうち緊要なものとして政令で定めるものについては、その施行者が当該年度（災害の発生した年の4月1日の属する会計年度をいう。）及びこれに続く2箇年度以内に完了することができるように、財政の許す範囲内において、当該災害復旧事業に係る国の補助金の交付につき必要な措置を講ずるものとする。

参照条文 [令第7条の2]

（補助金の返還）

第4条 第3条第1項第1号の規定によりその行う災害復旧事業につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度（当該年度において

施行すべき災害復旧事業の一部を翌年度において施行することについての農林水産大臣の承認（以下この項において「農林水産大臣の承認」という。）があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該都道府県が当該事業に支出した金額に当該事業に対する国の補助率（同条の規定により当該事業につき国が補助する金額の当該事業の事業費に対する比率をいう。）を乗じて得た額が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を、当該年度の終了後（当該年度の終了前に当該事業が終了した場合又は農林水産大臣の承認があつた場合においては、当該事業の終了後）遅滞なく国に返還しなければならない。

- 2 第3条第1項第2号の規定により都道府県以外の者が行う災害復旧事業に対してその行う補助につき補助金の交付を受けた都道府県は、その交付を受けた年度（当該年度において当該補助のために支出すべき金額の一部を翌年度において支出することについての農林水産大臣の承認（以下この項において「農林水産大臣の承認」という。）があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該都道府県が当該補助のために支出した金額（その金額の全部又は一部につき返還があつた場合には、当該返還金に相当する金額を除いた金額）が、当該年度において交付を受けた補助金の額に満たないときは、その交付を受けた補助金のうちその差額に相当する金額を当該年度の終了後（当該年度の終了前に当該事業が終了した場合又は農林水産大臣の承認があつた場合においては、当該事業の終了後）遅滞なく国に返還しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第3条第1項の規定により補助金の交付を受けた都道府県がその補助金の交付を受けた年度（前2項に規定する農林水産大臣の承認があつた場合には、当該年度及び翌年度）において当該補助の目的に従つてその補助金を使用しないとき、又は当該補助の目的である事業の施行若しくは補助の実施が著しく不相当であるときは、当該都道府県に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

参照条文〔則第6条〕

（適用除外）

第5条 この法律は、次に掲げる災害復旧事業については適用しない。

- （1） 経済効果の小さいもの
- （2） 維持工事とみるべきもの
- （3） 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたもの

と認められる災害に係るもの

- (4) 甚だしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- (5) 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの
- (6) 土砂流入による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1ミリメートル以下の土砂にあつては2センチメートル、粒径0.25ミリメートル以下の土砂にあつては5センチメートルに満たない農地に係るもの
- (7) 耕土流失による農地の災害復旧事業のうち、その筆における流失耕土の平均の厚さが1割に満たない農地に係るもの
- (8) 災害により搬出不能となつた用薪材の量が550立方メートルに満たない林道その他農地等のうち農林水産大臣の定める小規模な施設に係るもの

参照条文〔令第9条〕

(災害復旧事業等の監督)

第6条 農林水産大臣は、第3条第1項の規定により国の補助を受ける都道府県に対して、当該都道府県の行う災害復旧事業又は災害復旧事業を行う者に対してする当該都道府県の補助を適正に実施させるため、必要な検査を行い、又は報告を求めることができる。この場合において、災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、事業の施行又は補助の実施に関し必要な指示をすることができる。

(他の法律との関係)

第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、この法律による補助は行わない。

(権限の委任)

第8条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(実施規定)

第9条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和25年4月1日から適用する。

附 則（昭和26年3月31日 法律第92号）

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（昭和26年3月31日 法律第97号）抄

この法律は、昭和26年4月1日から施行する。

附 則（昭和27年4月11日 法律第83号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和26年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和27年12月22日 法律第317号）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、昭和27年1月1日以降発生した災害に関し適用する。
- 2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条の改正規定は、同法第2条第6項に掲げる施設の災害復旧事業であつて昭和26年以前に発生した災害に因るもののうち国の補助金の全部又は一部の交付を昭和27年3月31日現在においてまだ受けていなかったものについても、適用する。

附 則（昭和28年8月17日 法律第233号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年11月16日 法律第270号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和29年5月25日 法律第124号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の第3条第1項の規定により国が支出した補助金については、なお従前の例による。

附 則（昭和30年8月13日 法律第164号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和31年6月11日 法律第142号）

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2の規定は、昭和31年1月1日以降発生した災害に関し適用する。

附 則（昭和33年4月15日 法律第62号）抄

この法律は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則（昭和33年12月25日 法律第183号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和33年1月1日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和36年5月30日 法律第100号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和35年1月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則（昭和53年5月1日 法律第36号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔昭和53年7月政令285号により、昭和53年10月2日から施行〕

附 則（昭和53年7月5日 法律第87号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月11日 法律第28号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附 則（平成10年3月31日 法律第22号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附 則（平成11年7月16日 法律第87号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成11年12月22日 法律第160号）抄

（施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

附 則（平成30年5月18日 法律第23号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置 に関する法律施行令

	昭和25年5月20日	政令第152号
改正	昭和26年5月8日	政令第138号
〃	昭和27年5月13日	政令第146号
〃	昭和28年11月28日	政令第357号
〃	昭和29年6月2日	政令第131号
〃	昭和30年11月1日	政令第295号
〃	昭和31年8月22日	政令第268号
〃	昭和33年12月25日	政令第344号
〃	昭和34年2月6日	政令第13号
〃	昭和36年6月8日	政令第183号
〃	昭和44年4月11日	政令第91号
〃	昭和53年7月5日	政令第282号
〃	昭和59年5月11日	政令第129号
〃	昭和60年8月10日	政令第249号
〃	平成11年12月22日	政令第416号
〃	平成12年6月7日	政令第310号
〃	平成19年3月2日	政令第39号
〃	平成22年4月1日	政令第98号
〃	平成23年12月28日	政令第429号
〃	平成24年12月21日	政令第301号

(沿岸漁場整備開発施設)

第1条 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(以下「法」という。)第2条第3項第1号の政令で定める沿岸漁場整備開発施設は、護岸、堤防、突堤、導流堤及び水路(しゅんせつによるものを除く。)並びに水産動植物の定着のための捨石工その他の施設で農林水産大臣の定める基準に適合するものとする。

参照条文〔法第2条第3項第1号〕(法：法律)(則：施行規則)

(共同利用施設の所有者)

第1条の2 法第2条第4項の政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 1 農事組合法人であつて、組合員たる資格、組合員の加入及び脱退に関する事項、組合員の属する世帯数その他農林水産大臣の定める事項が農林水産大臣の定める基準に適合するもの
- 2 農業、林業又は水産業の振興を主たる目的とする一般社団法人又は一般

財団法人であつて、次に掲げる者が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を保有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を拋出しているもの

イ 農業の振興を主たる目的とする法人にあつては、農業を営む者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人又は地方公共団体

ロ 林業の振興を主たる目的とする法人にあつては、林業を営む者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は地方公共団体

ハ 水産業の振興を主たる目的とする法人にあつては、水産業を営む者、水産業協同組合又は地方公共団体

3 地方公共団体

参照条文〔法第2条第4項〕

(共同利用施設の種類)

第1条の3 法第2条第4項の所有者の区分ごとに政令で定める施設は、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、水産業協同組合並びに前条第1号及び第2号に掲げる者の所有に係るものにあつては農林水産物（その加工品を含む。）倉庫、農林水産業用生産資材倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材（堆肥その他の自給的資材に限る。）製造施設、共同作業場、産地（水揚地を含む。）市場施設、種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、養殖施設、農林水産業用機具（漁船を含む。）修理施設、通信施設、電気供給施設、製氷冷凍冷蔵施設（貯氷施設を含む。）、給水施設、給油施設、林産物搬送施設、家畜診療施設、公害防止施設（農林水産物の生産又は処理加工に伴つて生ずる公害の防止のために必要なものに限る。以下この条において同じ。）及び鳥獣侵入防止施設とし、前条第3号に掲げる者の所有に係るものにあつては種苗生産施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、公害防止施設及び鳥獣侵入防止施設とする。

参照条文〔法第2条第4項〕

(災害復旧事業計画概要書等の提出)

第1条の4 法第3条の規定による補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、同条第1項第1号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業計画概要書、同項第2号の経費の補助を受けようとする場合には災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文〔法第3条 則第1条、則第7条〕

(国が補助する経費の範囲)

第2条 法第3条第1項第1号の規定により国が補助する災害復旧事業の事業費は、当該災害復旧事業の工事のため直接必要な本工事費、附帯工事費、用地費、補償費及び機械器具費の合計額（以下「工事費」という。）とし、同項第2号の規定により国が補助する経費は、災害復旧事業の工事費の補助に要する経費とする。

2 前項に規定する工事費には、農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

参照条文〔法第3条第1項〕

(災害復旧事業費の決定等)

第3条 農林水産大臣は、第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を受領したときは、その定める基準に従って審査を行い、当該災害復旧事業の事業費を決定し、その結果を都道府県に通知する。

2 前項の規定により通知を受けた都道府県は、当該災害復旧事業計画概要書又は当該災害復旧事業補助計画概要書の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 第1項の規定により通知を受けた都道府県は、当該災害復旧事業を中止し、又は廃止したときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に報告しなければならない。

参照条文〔法第3条〕

(補助率増高の申請)

第4条 法第3条第3項の規定による補助の比率により同条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする都道府県は、第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書を提出するほか、農林水産省令で定める手続に従い、補助率増高申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、法第3条第3項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする都道府県について準用する。この場

合において、前項の規定中「災害復旧事業計画概要書」とあるのは、「災害復旧事業補助計画概要書」と読み替えるものとする。

- 3 農林水産大臣は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により提出された補助率増高申請書の審査の結果に基づき、法第3条第4項の地域の指定を行う。

参照条文（法第3条 則第1条
則第7条）

（高率補助の適用範囲）

第5条 法第3条第3項各号列記以外の部分の政令で定める額は、次のとおりとする。

- (1) 農地及び農業用施設に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を8万円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

- (2) 林道に係るもの

市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を千円に乗じた額を超える場合において、その超える部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額

- (3) 漁業用施設に係るもの

市町村ごとに、その区域内又は地先にある漁業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該市町村のその年の4月1日の属する会計年度における標準税収入を当該市町村の世帯数で除した額にその区域内に住所を有する漁業を営み又はこれに従事する者（水産業協同組合の組合員である者に限る。）の属する世帯数を乗じて算出した額の3倍に相当する額を超える場合において、その超える部分の額

- 2 法第3条第3項第1号及び第2号の政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設に

ついて、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を15万円に乗じた額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額とする。

- 3 法第3条第3項第3号イ及びロの政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を1,200円に乗じた額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該奥地幹線林道とその他の林道との災害復旧事業の事業費の額に応じてあん分した額とする。
- 4 法第3条第3項第4号の政令で定める額は、市町村ごとに、その区域内又は地先にある漁業用施設について、その年に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が、当該市町村のその年の4月1日の属する会計年度における標準税収入を当該市町村の世帯数で除した額にその区域内に住所を有する漁業を営み又はこれに従事する者（水産業協同組合の組合員である者に限る。）の属する世帯数に乗じた額の6倍に相当する額を超える場合において、その超える部分の額とする。

参照条文〔法第3条第3項〕

（連年災害補助率適用の申請）

第5条の2 法第3条の2第1項の規定による補助の比率により法第3条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする都道府県は、第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書を提出するほか、農林水産省令で定める手続に従い、連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第3条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする都道府県について準用する。この場合において、前項の規定中「災害復旧事業計画概要書」とあるのは、「災害復旧事業補助計画概要書」と読み替えるものとする。

参照条文〔法第3条第1項 則第1条〕
〔法第3条の2 則第7条〕

（連年災害補助率の適用地域）

第5条の3 法第3条の2第1項の政令で定める地域は、左に掲げる市町村の区域とする。

(1) 農地及び農業用施設に係るもの

その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額がその区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数を10万円に乘じた額をこえ、かつ、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額がその区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者であつて当該災害を受けたものの総数を4万円に乘じた額をこえる市町村

(2) 林道に係るもの

その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道について、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を1,100円に乘じた額をこえ、かつ、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害に係る災害復旧事業の事業費の総額が当該災害復旧事業に係る林道の総延長のメートル数を500円に乘じた額をこえる市町村

2 前項の市町村は、その年ごとに、農林水産大臣が告示する。

参照条文〔法第3条の2第1項〕

(当該年度の補助金の額の決定)

第6条 農林水産大臣は、第3条の規定により決定した災害復旧事業費に基づいて、当該年度における法第3条の規定による補助金の額を決定し、これを都道府県に通知する。

参照条文〔法第3条 則第4条〕

(補助金交付の申請)

第7条 前条の規定により通知を受けた都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、補助金交付申請書に、法第3条第1項第1号の経費に係るものにあつては災害復旧事業計画書及び収支予算書、同項第2号の経費に係るものにあつては災害復旧事業補助計画書、収支予算書及び補助金交付規程を添えて、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文〔法第3条第1項 則第4条
則第7条〕

(緊要な災害復旧事業)

第7条の2 法第3条の3の政令で定める災害復旧事業は、農林水産業の生産の維持及び経営の安定に重大な支障を及ぼす災害に係る災害復旧事業であつて、次に掲げるものとする。

- (1) 農地については、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂で、これにより当該農地についての耕作の継続を不可能又は著しく困難とするものによつて必要を生じた事業
- (2) 農業用施設については、次の表の上欄に掲げる農業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

<p>1 かんがい排水施設</p> <p>(1) 用排水路</p> <p>(2) ため池</p> <p>(3) 頭首工</p> <p>(4) 揚水施設</p>	<p>(イ) 破 堤</p> <p>(ロ) 堤防の欠壊で、破堤のおそれがあるもの</p> <p>(ハ) 水路(隧{ずい}道、掛ひ、サイフォン及び分土工を含む。)、水門、ひ門又はひ管の全壊、欠壊、き裂又は埋そくで、通水を著しく阻害するもの</p> <p>(ニ) 護岸、根固工、床止工又は落差工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p> <p>堤防、余水吐、取水装置、承水路又は放水路の全壊、欠壊又は埋そくで、これにより取水を不可能若しくは著しく困難とするもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(イ) 堤体(流送路、土砂吐及び魚道を含む。)、取入水門又は取付堤(護岸を含む。))の全壊又は欠壊で、これにより取水を不可能又は著しく困難とするもの</p> <p>(ロ) 取付護岸(根固工を含む。)、床止工又は水たたき工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、堤体に著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p>
--	--

<p>2 農業用道路</p> <p>3 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設</p> <p>(1) 干拓堤防、輪中堤防又は海岸堤防</p> <p>(2) 防災ため池又は温水ため池</p> <p>(3) 土留工、土砂だめ工又は階段工</p>	<p>揚水機場（受電施設を含む。）又は揚水機の流失、埋没、沈下又は浸水で、これにより揚水を不可能とするもの</p> <p>埋没又は欠壊で、これにより当該農業用道路の通行を不可能又は著しく困難とするもの（う回道路による通行が著しく困難でない場合を除く。）</p> <p>(イ) 破堤</p> <p>(ロ) 堤防の欠壊で、破堤のおそれがあるもの</p> <p>(ハ) 堤防の前面の土砂の流失で、根固めをする必要があるもの</p> <p>(ニ) ひ門又はひ管の前面又は背面における土砂のたい積で、これにより排水を不可能又は著しく困難とするもの</p> <p>(ホ) 水門、ひ門又はひ管の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p> <p>堤防、余水吐、取水装置、承水路又は放水路の全壊、欠壊又は埋そくで、これにより農地若しくは農作物の災害の防止を不可能若しくは著しく困難とするもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p> <p>全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの</p>
---	---

(3) 林業用施設については、次の表の上欄に掲げる林業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

<p>1 林地荒廃防止施設 山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施</p>	<p>えん堤、谷止工、床止工、防潮堤、護岸又は山腹工の全壊又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれが</p>
---	---

設（防潮堤を含み、立木を除く。） 2 林道	あるもの (イ) 幅員3メートル以上の林道の埋没又は欠壊（軽微なものを除く。） (ロ) 幅員3メートル未満の林道で、これに、その生産に係る木材、薪炭等の林産物の搬出を依存することとなる森林の立木材積が8,340立方メートルを超えるものの埋没又は欠壊（軽微なものを除く。） (ハ) 林道の埋没又は欠壊で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの
--------------------------	--

(4) 漁業用施設については、次の表の上欄に掲げる漁業用施設について、それぞれ同表の下欄に掲げる災害によつて必要を生じた事業

1 沿岸漁場整備開発施設 2 漁港施設	破壊、埋そく又は埋没で、これを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの (イ) 外郭施設の破壊で、漁船の出入若しくは停泊に重大な支障を及ぼすもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの (ロ) 係留施設の破壊で、漁船の係留若しくは荷役に重大な支障を及ぼすもの又はこれを放置するときは、著しい被害を生ずるおそれがあるもの (ハ) 水域施設の埋そくで、漁船の出入又は停泊に重大な支障を及ぼすもの
------------------------	---

参照条文〔法第3条の3〕

(事業成績書等の提出)

第8条 法第3条の規定による補助を受けた都道府県は、農林水産省令で定める手続に従い、事業成績書及び収支精算書を農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文〔法第3条 則第6条 則第7条〕

(適用除外)

第9条 次に掲げる農地等に係る災害復旧事業は、法第5条第1号の経済効果の小さいものとする。

- (1) 傾斜が20度を超える農地（その農地の利用又は保全のための農業用施設を含む。以下同じ。）であって、農地の傾斜による生産条件の著しい格差がないと認められるものとして農林水産大臣が定める農作物の栽培の用に供するもの以外のもの
- (2) 土層の厚さが40センチメートル未満の農地
- (3) 土性が粗い砂土、火山灰、火山れき又は高位泥炭土の農地
- (4) 当該農地と関連のある他の工事が完了しなければ効果のない農地
- (5) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路
- (6) その災害復旧事業の事業費の額が、当該災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額として、農林水産大臣が毎年定めるところにより、算定される金額を超える農地

参照条文〔法第5条第1号〕

附 則

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和26年5月8日 政令第138号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和26年4月1日から適用する。

附 則（昭和27年5月13日 政令第146号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和28年11月28日 政令第357号）

この政令は、公布の日から施行する。但し、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第10条第6号の改正規定は、昭和28年度分の補助金から適用する。

附 則（昭和29年6月2日 政令第131号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年11月1日 政令第295号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和30年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和31年8月22日 政令第268号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第7条の2の規定は、昭和31年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適

用する。

附 則（昭和33年12月25日 政令第344号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年2月6日 政令第13号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和33年1月1日以後の災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（昭和36年6月8日 政令第183号）

この政令は、公布の日から施行し、昭和35年1月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則（昭和44年4月11日 政令第91号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令による改正後の農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第9条第6号の規定は、昭和44年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業から適用し、同日前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年7月5日 政令第282号）抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月11日 政令第129号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年8月10日 政令第249号）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、昭和60年1月1日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。
- 2 昭和60年1月1日からこの政令の施行の日の前日までの間に発生した災害に係る災害復旧事業のうち、改正前の第9条第6号に掲げる農地に該当せず、かつ、改正後の同号に掲げる農地に該当する農地に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月22日 政令第416号）抄

この政令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年6月7日 政令第310号）抄

この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成19年3月2日 政令第39号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日か

ら施行する。

附 則（平成22年4月1日 政令第98号）抄

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年12月28日 政令第429号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第9条第1号の規定は、平成23年8月29日以後に発生した災害に係る災害復旧事業について適用する。

附 則（平成24年12月21日 政令第301号）

この政令は、公布の日から施行する。

3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則

	昭和25年8月9日	農林省令第94号
改正	昭和26年5月9日	農林省令第29号
	〃 昭和27年6月11日	農林省令第41号
	〃 昭和29年6月8日	農林省令第33号
	〃 昭和30年11月1日	農林省令第47号
	〃 昭和31年10月3日	農林省令第52号
	〃 昭和36年6月13日	農林省令第32号
	〃 昭和43年10月1日	農林省令第60号
	〃 昭和53年5月20日	農林省令第34号
	〃 昭和53年7月5日	農林省令第49号
	〃 昭和59年5月11日	農林水産省令第17号
	〃 平成12年2月29日	農林水産省令第14号
	〃 平成12年9月1日	農林水産省令第82号
	〃 平成23年4月1日	農林水産省令第16号
	〃 平成24年1月30日	農林水産省令第4号
	〃 平成27年1月20日	農林水産省令第2号
	〃 令和元年12月27日	農林水産省令第50号

(災害復旧事業計画概要書等の提出等)

第1条 都道府県知事が農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（以下「令」という。）第1条の4の災害復旧事業計画概要書若しくは災害復旧事業補助計画概要書、令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書を農林水産大臣に提出するときは、当該都道府県を管轄する地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）を経由しなければならない。

参照条文

{	法第3条	令第1条の4
	法第3条の2	令第4条
		令第5条の2

2 令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の連年災害補助率適用申請書は災害発生の年の翌年1月31日まで

に、農林水産大臣に提出しなければならない。ただし、災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が指定する地域にあつては、この限りではない。

参照条文

法第3条	令第4条
法第3条の2	令第5条の2

3 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その理由を明らかにした書類を農林水産大臣に提出し、承認を受けなければならない。

(災害復旧事業計画概要書等の軽微な変更)

第2条 令第3条第2項の農林水産省令で定める軽微な変更は、災害復旧事業の事業費の変更であつて、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 工種の変更に伴うもの
- (2) 施行箇所の変更に伴うもの
- (3) 農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費（令第2条第1項に規定する工事費をいう。）の額の変更に伴うもの
- (4) 農地、農業用施設及び林地荒廃防止施設に係るものにあつては、農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更に伴うもの
- (5) その他農林水産大臣が別に定める変更に伴うもの

参照条文

法第3条	令第3条第2項
令第1条の4	則第7条
農林水産大臣告示	

(災害復旧事業計画概要書等の変更の手續)

第3条 都道府県は、令第3条第2項の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書の変更については協議しようとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、災害復旧事業の事業費の総額の増減その他必要な事項を記載した協議書を提出しなければならない。

参照条文

法第3条	令第3条第2項
令第1条の4	則第7条

(補助金交付申請書の提出期限等)

第4条 令第7条の補助金交付申請書は、令第6条の規定により補助金の額の通知を受けた日から60日以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

参照条文 $\left[\begin{array}{l} \text{法第3条} \\ \text{令第6条} \\ \text{令第7条} \end{array} \right]$

(災害復旧事業の中止等の報告)

第5条 令第3条第3項の規定による報告は、災害復旧事業を中止し、又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した報告書を提出してしなければならない。

参照条文 $\left[\begin{array}{ll} \text{法第3条} & \text{令第3条第3項} \\ \text{令第1条の4} & \text{則第7条} \end{array} \right]$

(事業成績書等の提出)

第6条 補助金の交付の決定があつた年度内に当該事業が完了した場合における令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、正副2部を農林水産大臣に提出してするものとする。ただし、農林水産大臣が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の4月30日まで繰り下げることがある。

2 都道府県に対し、補助金の全額が前金払又は概算払により交付された場合における前項の提出期日は、同項の規定にかかわらず、当該補助金の交付の決定があつた年度の翌年度の6月10日までとする。

3 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項又は第2項の規定により農林水産大臣の承認を受けた場合における令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書の提出は、当該承認に当たつて農林水産大臣が指定する期日までに、正副2部を農林水産大臣に提出してするものとする。

参照条文 $\left[\begin{array}{l} \text{法第3条} \\ \text{法第4条} \\ \text{令第8条} \end{array} \right]$

(書類の様式)

第7条 令第1条の4の規定による災害復旧事業計画概要書及び災害復旧事業補助計画概要書、令第4条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による補助率増高申請書、令第5条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による連年災害補助率適用申請

書、令第7条の規定による補助金交付申請書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び収支予算書、令第8条の規定による事業成績書及び収支精算書、第3条の規定による協議書並びに第5条の規定による報告書の様式は、農林水産大臣が別に定めて告示する。

参照条文	法第3条	令第8条
	法第3条の2	則第3条
	令第1条の4	則第5条
	令第4条	農林水産大臣告示
	令第5条の2	
	令第7条	

(権限の委任)

第8条 法第4条及び第6条並びに令第1条の4、第3条、第6条、第7条及び第8条の規定による農林水産大臣の権限のうち次に掲げる災害復旧事業に関するものは、地方農政局長に委任する。ただし、法第6条の規定による権限については、農林水産大臣が自ら行うことを妨げない。

- (1) 農地又は農業用施設の災害復旧事業
- (2) 農業協同組合、農業協同組合連合会、令第1条の2第1号に掲げる者、同条第2号に掲げる者（農業の振興を主たる目的とするものに限る。）又は同条第3号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあつては、農業に係るものに限る。）の災害復旧事業

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(災害復旧事業計画概要書等の提出期限の特例)
- 2 平成二十三年東北地方太平洋沖地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第18号）第1条の規定により激甚災害として指定された災害に係る災害復旧事業について、法第3条の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると都道府県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして都道府県知事が定める日から60日）」とする。

- 3 平成23年に福島県において発生した災害に係る災害復旧事業について、法第3条第3項の規定による補助の比率により同条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第3項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第3条の2第1項の規定による補助の比率により法第3条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第3条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは、「翌年1月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると福島県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして福島県知事が定める日の属する年の翌年1月31日）」とする。
- 4 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第3条の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後60日」とあるのは、「災害発生後60日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについては、その把握が可能となつたとして長野県知事が定める日から60日）」とする。
- 5 平成26年11月22日の地震による災害に係る災害復旧事業について、法第3条第3項の規定による補助の比率により同条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合、同条第3項各号の区分に従い、当該各号に定める比率を下らない比率によつてする同条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合、法第3条の2第1項の規定による補助の比率により法第3条第1項第1号の経費につき同項の規定による補助を受けようとする場合又は法第3条の2第2項に規定する災害復旧事業につき、同項の規定を適用して同条第1項の規定により算出される比率を下らない比率によつてする法第3条第1項第2号の補助の経費につき、同項の規定による補助を受けようとする場合における第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは、「翌年1月31日（災害による被害状況の把握が著しく困難であると長野県知事が認める市町村において実施する災害復旧事業に係るものについ

ては、平成28年1月31日)」とする。

附 則（昭和26年5月9日 農林省令第29号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和27年6月11日 農林省令第41号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和26年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条第3項の規定による補助を受けようとする者についての改正後の第1条の規定の適用については、同条中「翌年1月31日」とあるのは「昭和27年7月10日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和29年6月8日 農林省令第33号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和30年11月1日 農林省令第47号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和30年1月1日から同年10月31日までの間に発生した災害にかかった農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第4項の共同利用施設に係る災害復旧事業補助計画概要書についての農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第1条の規定の適用については、同条中「災害発生後」とあるのは「昭和30年11月1日から」と読み替えるものとする。

附 則（昭和31年10月3日 農林省令第52号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和36年6月13日 農林省令第32号）抄

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 昭和35年に発生した災害に係る災害復旧事業について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第3条の2第1項の規定による補助の比率により同法第3条第1項の規定による補助を受けようとする都道府県についての改正後の第1条の適用については、同条中「災害発生の年の翌年1月31日」とあるのは「昭和36年7月31日」と読み替えるものとする。

附 則（昭和43年10月1日 農林省令第60号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年5月20日 農林省令第34号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年7月5日 農林省令第49号）抄
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年5月11日 農林水産省令第17号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年2月29日 農林水産省令第14号）
この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月1日 農林水産省令第82号）抄
（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）
の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成23年4月1日 農林水産省令第16号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年1月30日 農林水産省令第4号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年1月20日 農林水産省令第2号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年12月27日 農林水産省令第50号）
この省令は、公布の日から施行する。

4 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件（告示）

	昭和43年10月1日	農林省告示第1487号
改正	昭和47年9月7日	農林省告示第1621号
	〃 昭和53年5月20日	農林省告示第599号
	〃 昭和53年7月5日	農林省告示第793号
	〃 昭和59年5月11日	農林水産省告示第1019号
	〃 平成3年6月24日	農林水産省告示第858号
	〃 平成5年7月26日	農林水産省告示第860号
	〃 平成12年3月30日	農林水産省告示第448号
	〃 平成31年3月26日	農林水産省告示第559号
	〃 令和4年4月15日	農林水産省告示第781号
	〃 令和8年4月21日	農林水産省告示第601号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第7条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を次のように定め、昭和35年9月3日農林省告示第843号（農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式に関する件）は、廃止し、昭和43年度分の補助金から適用する。ただし、昭和43年10月31日以前に提出される災害復旧事業計画概要書等の様式については、なお従前の例による。

農林大臣

1. 災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

災害復旧事業計画概要書（災害復旧事業補助計画概要書）

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月発生した災害により被害を受けたので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書(災害復旧事業補助計画概要書)を別紙のとおり提出する。

別紙

第1表

年災害復旧事業（補助）計画概要書

災 害 名 及 び 被 災 年 月 日	台風 号 (月水害) 年 月 日	事 業 主 体 名	
地 区 名		箇 所 番 号	
施 行 位 置	郡 町 村 字 市 村	地 域 区 分	
受益面積(関係面積)	ha	受 益 戸 数	戸
被災前の工法		直営又は請負の別	
工 種		緊 急 順 位	
区 分	事 業 量	事 業 費	摘 要
総 事 業		千円	
うち未成		千円	
うち転属		千円	
差 引		千円	産業廃棄物処分費 及び事業損失防止 施設費を除く事業 費 千円
災 害 原 因 及 び 被 災 状 況			
復 旧 工 事 計 画			

- 注1. 関係面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設により受益する地域の面積を記入すること。
2. 受益面積は、被災した農地の面積又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること。
3. 受益戸数は、被災した農地又は被災した農業用施設の復旧によって直接受益する農地について耕作の事業を行う戸数を記入すること。
4. 地域区分については、中山間地域（農林統計上用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。
5. 災害関連事業費については、かっこ外書きで記入すること。
6. 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)と畦畔の延長(m)を、畦畔のみの場合にあってはその関係農地の田畑別面積(ha)と畦畔の延長(m)をかっこ書きで記入すること。
6. 農地と農業用施設とを合併して施行する場合には、総事業の摘要の欄に当該農地及び農業用施設に係る箇所番号を記入すること。
7. 面積は ha とするが、小数点以下2位までとし、3位を4捨5入する。
8. 「事業費総括」、「工事費内訳」、「応急工事費内訳」及び図面を添えること。

第2表

事業費総括

費 目	金 額	摘 要
工 事 費	千円	
本 工 事 費		
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
応 急 工 事 費		
事 務 雑 費		
合 計		

第 3 表

工 事 費 内 訳

費目	工種	細目	細別	数量	単位	単価	金額	摘要

注 単価表、数量計算書及び構造計算書を添えること。

第 4 表

応 急 工 事 費 内 訳

費 目	金 額	摘 要
本 工 事 費	千円	
附 帯 工 事 費		
測 量 及 び 試 験 費		
用 地 費 及 び 補 償 費		
船 舶 及 び 機 械 器 具 費		
営 繕 費		
工 事 雑 費		
計		

添付図面

- (1) 位置図(5万分の1又は2万5千分の1図)
- (2) 被災図
- (3) 平面図
- (4) 縦断面図
- (5) 横断面図
- (6) 構造図
- (7) 被害写真

注1 位置図に資材の採取場所、運搬経路及び距離を記入すること。

2 被災図には、被災前後の状況を明記すること。

3 被害写真には、撮影年月日を記入すること。

2 補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

年災害復旧事業費補助率増高申請書(連年災害補助率適用申請書)

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた下記市(町村)内における農地及び農業用施設に係る災害復旧事業費について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第3条第3項の規定による高率補助(第3条の2第1項の規定による補助の比率による補助)を受けたく別紙補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳を添えて申請する。

記

補助率増高申請市町村(連年災害補助率適用申請市町村)

郡(支庁)名 市町村名

別紙

補助率増高申請(連年災害補助率適用申請)内訳

郡(支庁)市町村名

区 分	当該市町村の 総事業費			耕作の 事業を 行う者 の実数 (B)	1人当 たりの 事業費 (A/B) (C)	補助率		当年災害の 補助金の額			摘要
	農地	農業用 施設	計 (A)			農地	農業用 施設	農地	農業用 施設	計	
単年 災害	円	円	円	人	円			円	円	円	
通年 災害											

注1 暫定措置法第3条第2項又は第3条の2の規定により旧市町村の区域に関し補助率増高(連年災害補助率適用)の申請をする市町村については、旧市町村名およびその旧市町村が現市町村に合併した年月日を摘要欄に記入すること。

2 当該市町村の総事業費の欄の上段(単年災害)には、その年の12月31日までの1年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を、下段(連年災害)には、その年の12月31日までの3年間に発生した災害に係る災害復旧事業費の額を記入すること。

- 3 「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」及び「耕作者名簿」を添えること。
- 4 耕作の事業を行なう者の実数の欄には、「年災別箇所別等災害復旧事業費内訳」中の耕作の事業を行なう者の数の実数の欄の計及び合計の数値をそれぞれ該当の段に記入すること。
- 5 補助率欄は、1人当たりの事業費の欄の額が少額の段は記入を要しない。
- 6 補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.5 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.8}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.65 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ とし、C欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.5 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.8 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.65 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 1.0}{C}$ として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること
- ただし、沖縄における農地及び農業用施設の災害復旧事業に係る補助率は、C欄の額が8万円をこえ15万円以下のときは、農地にあつては $\frac{C \times 0.8}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.8 + (C - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ とし、C欄の額が15万円をこえるときは、農地にあつては $\frac{150,000 \text{ 円} \times 0.8 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 0.9}{C}$ 、農業用施設にあつては $\frac{80,000 \text{ 円} \times 0.8 + (150,000 \text{ 円} - 80,000 \text{ 円}) \times 0.9 + (C - 150,000 \text{ 円}) \times 1.0}{C}$ として算出し、小数点以下4位を4捨5入すること
- 7 金額の単位は、円とし、円未満は、4捨5入すること。
- 8 連年災害の補助率が適用されない市町村(単年災害のCが4万円以下又は連年災害のCが10万円以下の市町村)については、連年災害の段は記入を要しない。

9 その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。

附票の1

年災別箇所別等災害復旧事業費内訳

郡(支庁)市町村名

年災別	箇所 番号	事業主 体名	災害復旧事業日			耕作の事業を 行う者の数		摘 要
			農地	農業用 施設	計	延数	実数	
前前年災害			円	円	円	人	人	
計								
前年災害								
計								
当年災害								
計								
合 計								

注 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は、記入を要しない。

附票の2

耕 作 者 名 簿

郡(支庁)市町村名

一 連 番 号	住 所	氏 名	本人の該当する箇所及び地番						摘 要
			前前年災害		前年災害		当年災害		
			箇所 番号	地番	箇所 番号	地番	箇所 番号	地番	
		計 人	延箇 所数		延箇 所数		延箇 所数		

注1 氏名欄の計の数値が申請書の別紙「耕作の事業を行なう者の実数」の欄の数値と一致すること。

2 延箇所数の数値が、附表の1の「耕作の事業を行なう者の数」の欄の延数の数値と一致すること。

3 連年災害の補助率が適用されない市町村については、前前年災害及び前年災害の欄は記入を要しない。

3 補助金交付申請書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年度災害復旧事業を実施したいから補助金 円を交付されたく、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第7条の規定に基づき、下記の関係書類を添えて申請する。

記

1. 年度災害復旧事業計画書(年度災害復旧事業補助計画書)
2. 収支予算書
3. 補助金交付規程

- 注1. この申請書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分して作成すること。
2. 補助金交付規程は、団体営事業に係るものにもみ添えること。

4 災害復旧事業計画書

年度災害復旧事業計画書

年 災	年 災	地区番号及び箇所番号			所 在 地														
		地 区 名			工 期			年 月 日 から 年 月 日 まで											
費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで			本 年 度						翌年度以降			摘 要	
		事業量	事業費	国庫補助金	補助率	事業量	事業費	国庫補助金	事業量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事業量	事業費		国庫補助金
												都道府県費	市町村費	その他費	計				
工 事 費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円	
本 工 事 費																			
	ため池																		
	頭首工																		
	〇〇																		
付帯工事費																			
測量及び試験費																			
用地及び補償費																			
船舶及び機械器具費																			
応急工事費																			
合 計																			

- 注 1. 前年度の高率差額金がある場合には本年度の国庫補助金欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
 2. 高率差額金の算式は次による。(前年度事業費×当該市町村の補助率)－前年度受領国庫補助金＝前年度分の高率差額金。
 3. 「工事費内訳」及び図面を添えること。
 4. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

附表

工 事 費 内 訳

地区名

費 目	工 種	細 目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
						円	円	
合 計								

添付図面

- (1) 平面図
- (2) 縦断面図
- (3) 横断面図
- (4) 構造図

注 1. 災害復旧事業を単年度で施行する場合には、添付図面を全部省略することができる。

2. 図面は、年度別に色別(当該年度赤、前年度まで緑、翌年度以降青)すること。

5 災害復旧事業補助計画書

年度災害復旧事業補助計画書

区分		年災																						
地区 番号 及び 箇所 番号	所 在 地	事 業 主 体	費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで			本 年 度							翌年度以降			工事施行の状況		摘 要
					事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	補 助 率	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	請負 又は 直営 の別	工期 年月日から 年月日まで	
															県(都 道)付 費	市町 村費	その 他費	計						
						円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円	円			

- 注 1. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 2. 費目の欄には、工事費（営繕費、工事雑費を除く。）を記入すること。
 3. 前年度の高率差額金がある場合には、本年度の国庫補助金の欄に外数で記入し、摘要欄にその算式を記入すること。
 4. 高率差額金の算式は、次によること。
 (前年度事業費×当該市町村の補助率)－前年度受領国庫補助金＝前年度分の高率差額金
 5. 摘要欄には、3の算式を記入するほか、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 6. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

6 収支予算書

I 都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
国 庫 補 助 金				
県 (都 道 府) 費				
○ ○ 費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額 (当初)	予算額 (補正後)	差引増 (減) 額	摘 要
県 (都道府) 営災害復旧事業費				
農 地				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小 計				
農業用施設				
○○年災				
○○地区				
○○地区				
小 計				
計				

予算議決(予算議決予定) 年 月 日

II 団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支予算書

(1) 収入の部

区 分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘 要
国 庫 補 助 金				
県（都道府）費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額（当初）	予算額（補正後）	差引増（減）額	摘 要
補 助 金				
農 地				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
計				

予算議決(予算議決予定) 年 月 日

7 事業成績書及び収支精算書

年度都道府県営(団体営)災害復旧事業成績書及び収支精算書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県(都道府)知事

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知のあつた平成 年度災害復旧事業を実施したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第8条の規定に基づき、 年度災害復旧事業成績書及び収支精算書を別紙のとおり提出する。

- 注1. この事業成績書及び収支精算書は、都道府県営事業と団体営事業とに区分し作成すること。
2. 都道府県営事業にあつては、第1表から第13表までの調書を添えること。
3. 団体営事業に係る事業成績書には、都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。

別紙1

事業成績書

I 都道府県営事業の場合

第1表

年度都道府県営災害復旧事業成績書

年 災
 地区番号及び箇所番号
 地 区 名
 所 在 地

工 期			
年 月 日	から		
年 月 日	まで		

費 目	工 種	総 事 業				前 年 度 まで			本 年 度 出 来 高							残 事 業			摘 要
		事 業 量	事業費	国庫補助金	補助率	事 業 量	事業費	国庫補助金	事 業 量	事業費	国庫補助金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事業費	国庫補助金	
												県(都道府)費	市町村費	その他費	計				
工 事 費			円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円		円	円	
本 工 事 費																			
付 帯 工 事 費																			
測 量 及 び 試 験 費																			
用 地 及 び 補 償 費																			
船 舶 及 び 機 械 器 具 費																			
応 急 工 事 費																			
計																			

- 注1. 計画と出来高が相違する場合にはその部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。
2. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

3. 次の書類を添えること。

- (1) 本工事出来高調書
- (2) 請負調書
- (3) 直営調書
- (4) 材料購入調書
- (5) 労務費調書
- (6) 測量及び試験費調書
- (7) 用地買収費調書
- (8) 補償費調書
- (9) 船舶及び機械器具費調書
- (10) 応急工事費調書
- (11) 取得財産調書
- (12) 残材料調書

第2表

本 工 事 出 来 高 調 書

地区名

工 種	施行箇所又は 測点番号	事 業 量	工 期	出 来 高 金 額			摘 要
				請 負	直 営	計	
〇〇水路	{ 測点 号から 測点 号まで	延長 m		円	円	円	
		切土 m ³					
		盛土 m ³					
〇〇橋梁	測点 号 又は第 号橋梁	コンクリート橋 〇 〇 橋					
〇〇頭首 工		延長 m					
計							

- 注1. この表は、当年度の出来高を記入すること。
2. 事業量については主要工種の数量を記入すること。
3. 出来高金額の直営の欄には、人夫賃及び材料の支払金額を記入すること。
4. この表には、工事出来形一覧図を添えること。

第3表

請 負 調 書

地区名

請負契約名	施行箇所又は 測点番号	数 量	設計金額	請負金額	請負契約 締結の方法	請負人住所・氏名	着工年月日 竣工年月日	摘 要
			円	円				
計								

第4表

直 営 調 書

地区名

工 種	材 料 費	労 務 費	そ の 他	計	摘 要
〇 〇 た め 池	円	円	円	円	
〇 〇 水 路					
計					

注 その他の欄の経費については、明細書を添えること。

第5表

材 料 購 入 調 書

地区名

名 称	形状、寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
				円	円	

第6表

労 務 費 調 書

地区名

種 別	員 数	単 価	金 額	摘 要
		円	円	

第7表

測 量 及 び 試 験 費 調 書

地区名

区 分	工 種	種 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
基礎地盤調査	ボーリング				円	円	
○ ○							

第8表

用 地 買 収 費 調 書

地区名

地 目	買 収 地 積	単 価	金 額	摘 要
田	ha	円	円	
畑				
山 林				
宅 地				
○ ○				
計				

注1. 摘要欄には、用途別に地積及び金額を記入すること。

2. この表には、買収箇所の一覧図を添えること。

第9表

補 償 費 調 書

地区名

区 分	数 量	単 価	金 額	摘 要
立 木		円	円	
立 毛				
○ ○				
計				

注 この表には、補償箇所を示す図面を添えること。

第10表

船 舶 及 び 機 械 器 具 費 調 書

地区名

区 分	名 称	形状寸法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
購 入					円	円	
修 理							
借 上							
計							

第11表

応急工事費調書

地区名

費目	工種	数量	金額	摘要
工事費			円	
本工事費				
付帯工事費				
測量及び試験費				
用地及び補償費				
船舶及び機械器具費				
計				

第12表

取得財産調書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名称	形状、寸法	数量	単価	金額	検収（取得）年月日	摘要
					円	円		

第13表

残材料調書

地区名

地区番号及び箇所番号	事業主体名	名称	形状、寸法	数量	単価	金額	検収（取得）年月日	摘要
					円	円		

II 団体営事業の場合

年度団体営災害復旧事業成績書

区分		年災																						
地区 番号 及び 箇所 番号	所 在 地	事 業 主 体	費 目	工 種	総 事 業				前年度までの出来高			本 年 度 出 来 高						残 事 業			工事施行の状況		摘 要	
					事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	補 助 率	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	国庫補助金以外の財源				事 業 量	事 業 費	国庫 補助 金	請負 又は 直営 の別		工期 年月日から 年月日まで
															県(都 道府 費	市町 村費	その 他費	計						
						円	円	%		円	円		円	円	円	円	円	円	円	円				

- 注1. 都道府県営事業の場合の第12表及び第13表の調書を添えること。
 2. 区分の欄には、農地又は農業用施設の別を記入すること。
 3. 費目の欄には、工事費（営繕費、工事雑費を除く。）を記入すること。
 4. 計画と成績が相違する場合は、その部分についてのみ計画を括弧書きで上段に記載すること。
 5. 摘要欄には、箇所別に検査を実施した者の職名及び氏名並びに検査年月日を記入するとともに、事業主体ごとに消費税仕入控除税額について、これを減額した場合にはその減額した金額を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
 6. この様式により難しい場合には、この様式に記載すべき事項を記載した書面をもってこの様式に代えることができる。

別紙 2

収支精算書

I 都道府県営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
国庫補助金	円	円	円	
県(都道府)費				
〇 〇 費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
県(都道府)営災害復旧事業費	円	円	円	
農 地				
〇〇年災				
〇〇地区				
〇〇地区				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇地区				
〇〇地区				
小 計				
計				

予算議決 年 月 日

(3) 国庫補助金精算

区 分	交付決定額		概算払 (前金払) 受領総 額	精 算 額		差引国庫補助金未 受領額(返還)額		摘要
	事業費	国庫 補助金		事業費	国庫 補助金	事業費	国庫 補助金	
県(都道府)営 災害復旧事業費	円	円	円	円	円	円	円	
農 地								
〇〇年災								
〇〇地区								
〇〇地区								
小 計								
農業用施設								
〇〇年災								
〇〇地区								
〇〇地区								
小 計								
計								

II 団体営事業の場合

年度災害復旧事業収支精算書

(1) 収入の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
国庫補助金	円	円	円	
県(都道府)費				
計				

(2) 支出の部

区 分	予算額	精算額	差引増(減)額	摘 要
災害復旧事業補助金				
農 地				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
農業用施設				
〇〇年災				
〇〇年災				
小 計				
計				

予算議決 年 月 日

(3) 国庫補助金精算

区 分	交付決定額		概算払 (前金払) 受領総 額	精 算 額		差引国庫補助金未 受領額(返還)額		摘 要
	事業費	国庫 補助金		事業費	国庫 補助金	事業費	国庫 補助金	
補 助 金	円	円	円	円	円	円	円	
農 地								
〇〇年災								
〇〇年災								
小 計								
農業用施設								
〇〇年災								
〇〇年災								
小 計								
計								

8 災害復旧事業計画概要書等変更協議書

年都道府県営（団体営）災害復旧事業計画（補助計画）
概要書の変更協議書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け第 号をもって災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた 年災害復旧事業計画（補助計画）概要書について変更したいので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項の規定に基づき、下記の書面を添えて協議する。

記

1 年災害復旧事業の事業費の総額の増減表（単位：千円）

区 分	査定額			前回までの 変更改定額			今回変更増 減（△）額			今回変更 改定額			備考
	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	箇所数	事業費	補助金	
農 地													
農業用 施 設													
計													
災 害 関 連													

2 年災害復旧事業変更地区別一覧表

施設の名称 _____

番号		所在地			事業主体	工種	数量	補助率	査定額		変更経過			今回変更協議額		増△減		変更理由	
地区	箇所	郡市	市町村	字					事業費	補助金	回数	事業費	補助金	番号 年月日	事業費	補助金	事業費		補助金
									千円	千円		千円	千円		千円	千円	千円	千円	
合 計																			

注：増減（△）の欄は、決定された事業費又は前回の変更協議で同意を得た額と今回変更協議額との差額を記入すること

3 変更理由書

9 災害復旧事業中止等報告書

年災害復旧事業中止（廃止）報告書

番 号

年 月 日

農林水産大臣 殿

県（都道府）知事

年 月 日付け第 号をもつて災害復旧事業の事業費の決定の通知があつた 年災害復旧事業のうち、別紙箇所に係る事業を中止（廃止）したので、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第3項の規定に基づき、報告する。

別紙

区分	所在地	年 災	事業主体	工 種	(単位：円)				中 止 (廃止) の理由
					総事業費		既割当額		
地区番号 及び 箇所番号					事業費	補助金	事業費	補助金	

- 5 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件（告示）

平成12年3月30日 農林水産省告示第453号
改正 平成25年8月27日 農林水産省告示第2397号
〃 令和元年7月2日 農林水産省告示第488号
〃 令和3年12月10日 農林水産省告示第2105号

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を次のように定め、平成12年4月1日から施行する。

農林水産大臣

- 1 農地及び農業用施設に係る農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第2条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更は、増加し、又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く。）が、300万円を超え、かつ、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額（その額が1千万円を超える場合は、1千万円。ただし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害に係るもののうち、岩手県、宮城県又は福島県に係るものにあつては、その額が2千万円を超える場合は、2千万円）を超えるものとする。
- 2 農地及び農業用施設に係る規則第2条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更は、次に掲げる変更とする。
 - イ 災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった設計単価のうち、労務に係るものの1.3倍又は資材に係るものの1.3倍に相当する額を超える変更

- ロ 災害復旧事業の事業費の決定の基礎となった歩掛の1.3倍に相当する歩掛を超える変更
- 3 農地及び農業用施設に係る規則第2条第5号の農林水産大臣が別に定める変更は、次に掲げる変更とする。
- イ 主要な工事の形状、寸法、材質又は位置の変更
 - ロ 災害復旧事業の対象となる農地の面積の変更（当該変更に伴い減少する面積が変更前の面積の20パーセントを超えないものを除く。）

Ⅱ－２ 農地農業用施設災害復旧事業 事務取扱要綱及びその解説

	昭和40年 9月10日	40農地D第1130号
改正	昭和41年 2月 4日	41農地D第 143号
〃	昭和43年10月 1日	43農地D第 820号
〃	昭和47年 5月15日	47農地A第 813号
〃	昭和47年 8月 1日	47農地D第 532号
〃	昭和51年 7月 1日	51構改D第 483号
〃	昭和53年 3月31日	53経 第 589号
〃	昭和53年 7月 5日	53文 第 261号
〃	昭和53年12月26日	53構改D第 360号
〃	昭和54年 5月29日	54構改D第 978号
〃	昭和54年 7月10日	54構改D第 554号
〃	昭和59年 9月14日	59構改D第 944号
〃	平成 3年 6月14日	3 構改D第 344号
〃	平成 5年 6月16日	5 構改D第 419号
〃	平成 8年 3月29日	8 構改D第 256号
〃	平成10年10月20日	10構改D第 270号
〃	平成12年 4月 1日	12構改D第 244号
〃	平成13年 1月 5日	12構改D第1063号
〃	平成22年 4月 1日	21農振 第2311号
〃	令和元年12月27日	元農振 第2331号
〃	令和 3年 4月 1日	2 農振 第3500号
〃	令和 4年 4月 1日	3 農振 第2929号
〃	令和 8年 4月 7日	7 農振 第2171号

(農林事務次官から各地方農政局長、沖縄総合事務局長、北海道知事
あて)

(趣 旨)

第1 農地及び農業用施設に係る災害復旧事業に関する事務の取扱いについては、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号。以下「法」という。)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令(昭和25年政令第152号。以下「令」という。)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則(昭和25年農林省令第94号。以下「規則」という。)、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第18条第1項の特別措置適用申請書に関する省令(昭和38年農林省令第4号。以下

「省令」という。)、農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年農林省告示第1487号。以下「様式を定める告示」という。))及び農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用施設に係る同条第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える工事費の額の変更、同条第4号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計単価又は歩掛の変更及び同条第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(平成12年農林水産省告示第453号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(工種区分)

第1の2 工種は、法第2条第1項に規定する農地及び農業用施設について、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 農地にあつては、田、畑及びわさび田
- (2) 農業用施設にあつては、ため池、頭首工、水路、揚水機、堤防(海岸を含む。)道路、橋梁及び農地保全施設

(了解事項「農地の解釈」(第1,1)参照)

(法の適用除外)

第2 法第5条第2号に規定する「維持工事とみるべきもの」とは、次の各号に掲げる工事をいう。

第2.1

- (1) 石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事

石積又は石張りが破損するおそれがあり、未然にこれを防止するために空隙にコンクリートを充填する工事等は、災害がまだ発生していないので維持工事で行わなければなりません。

第2.1

- (2) 直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれがない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事

石積又は石張が災害によって差狂い、脱石等を生じた場合でも、その状態からみて直ちに崩落するおそれがないようなものは、災害復旧工事として取扱わず維持工事として補修します。ただし、差狂い、脱石に加えてはらみ出し等があり、わずかな震動、衝撃により崩壊する状態にあるもの、あるいは重要施設の一部でその崩壊等により甚大な災害を誘起するおそれのある場合は、災害復旧事業として採択することは差し支えありません。

第2.1

(3) 隧道の巻立コンクリートの軽微なき裂の修繕のみの工事

隧道の巻立コンクリートに生じたヘアークラック等で安定上なんら支障がないと認められるものは維持工事とします。

第2.1

(4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事

木工沈床の方格材が部分的に破損したり、中詰石等が多少流失した程度のもので、放置しても直ちに増破するおそれがなく、堰上げ機能に障害がない場合は維持工事として修理します。

第2.1

(5) 少量の捨石の補充のみの工事

井堰の護床、護岸の根固め等の捨石が少量流失した場合で、直ちに補充しなくても施設の安定に支障がない場合には、維持工事として補充します。

第2.1

(6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出し

ない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障がない程度の低下をいう。

河床が低下し、その程度が僅少で、直ちに堤防、護岸等に影響を及ぼさない場合は維持工事によって床止め、又は根固工を施工します。ただし、護岸の基礎が露出する程度に河床低下を来し、護岸等の安定が期せられない場合には災害復旧事業として採択します。

第2.1

(7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。

ため池の土堰堤、河川堤防等に被災はないが、放置すれば漏水を起こすおそれがあるため、これを予防するためにあらかじめ行うグラウト工等は維持工事とします。ただし、パイピング等により漏水を起している場合は災害復旧事業として採択します。

ため池の土堰堤がパイピングにより漏水を起こした場合は、直ちに放水して貯水位を下げて増破を防止しますが、この種の災害は事後においては確認が困難なため、発見した時は写真によって記録しなければなりません。

水路堤防については、パイピング現象を起こしても人為的に水位を下げるわけにはいかず、発見したものについては直ちに土のう等により応急工事を施すので、事後において被災を確認する場合は、まず応急工事をしているものは被災事実を認めても差し支えありません。ただし、当然応急工事を必要とするもので、出水中発見できなかったために応急工事を施していない場合であっても、被災事実が確認されたものは災害復旧事業として採択できます。

第2.1

(8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事

橋梁の欄干、又は隧道、橋梁、頭首工等の照明設備のみの災害は維持工事として施行しますが、他の部分と同時に被災した照明設備等の付属

物は復旧工事に含めて採択できます。

第2.1

(9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事

そだ、雑石程度の井堰とは、毎年受益農家が出役により築直しをする程度の井堰をいい、そだ堰については、そだ束を止杭を使用せずに石礫等で押えたもの、雑石積とは、付近の石礫を掻立てて盛ったものでこれらの単独又は組合せた簡易な井堰をいいます。

第2.1

(10) その他前各号に掲げるものに類する工事

第2

2 しゅん工認定（第20に規定するもので中間検査を含む。）等による検査又は監察等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて農林水産大臣が手直し又は補強工事を命じた箇所で、当該工事が未完了であることに基因して生じた災害復旧事業は、法第5条第3号に規定する「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたもの」とする。

諸々の検査、監査等によって指摘された手直し、補強等の工事が完了していない時点で災害が発生し、指摘された工事を行っていなかったために発生したことが明らかな場合はその災害は国庫補助の対象としませんが、同一施設でも施行粗漏に起因しない部分の災害復旧事業は国庫補助の対象となります。

第2

3 法第5条第4号に規定する、「はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害」とは、次の各号に掲げるものをいう。

はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じた災害は適用除外となりますが、たとえ築造年限の古い施設であっても、常時適切な維

持管理がなされて現在まで使用に耐えてきたものは適用除外としません。
次の（１）～（４）に適用除外となるものが列記されています。

第2.3

（１） 柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた災害

柵工、枠工、木工沈床、木橋等木造の工作物で、その腐朽部分の補修の義務を怠ったため、被災前においてすでに利用上の機能を失っていたことが明らかな施設は適用除外とします。

第2.3

（２） 水門、樋門等河川に設けられた施設の操作その他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた災害

水門、樋門等の河川工作物の通常の維持管理が悪く、被害時にその機能を発揮することができなかったことに起因する災害、又はそれらの施設の人為操作の間違い、あるいは操作を行わなかったことに起因する災害は適用除外とします。ただし、通常の管理が適切に行われていた施設で、災害時の状況からみて、当然不可抗力と見なされる条件により、所定の操作ができなかったものについてはこの限りではありません。

第2.3

（３） 堤防における耕作等により当該堤防に生じた災害

堤防の法面等を畑地として使用して法面保護がなされていなかったために、その部分が洗掘されて発生した災害は適用除外とします。

第2.3

（４） 以前に生じた災害に係る復旧工事が40万円未満のものであること、当該災害が異常な天然現象によらないものと認められること又は当該復旧工事が維持工事と認められることを理由として国庫補助の対象とされなかった箇所につき、当該被災施設の復旧に着手する以前に生じた新たな災害で、次に掲げるもの以外のもの

- ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに生じた災害
- イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき被害が生じたと明らかに想定される程度の大災害

被災した施設が査定において、1箇所当たり工事費が40万円未満で失格となったもの、被災時の現象が規定された「異常な天然現象」の基準以下のため欠格となったもの、又は被災が小さく「維持工事」と見なされて欠格となったものが新たな災害によって被災した場合、前災の被災箇所をなんらかの事業で復旧していなかった場合は原則として国庫補助の対象としませんが、前災と後災の日数が接近しており、前災を復旧する時間的余裕がなかったために復旧できなかった場合、あるいは、後災が激甚で、たとえ前災を復旧していたとしても当然被災したであろうと推定できる場合は、国庫補助の対象としても差し支えありません。

第2.3

(5) その他前各号に掲げるものに類する災害

第2

- 4 法第5条第5号に規定する「災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害」とは、災害復旧事業以外の事業の着工の日からしゅん工検査（部分検査を含む。以下同じ。）の完了の日（しゅん工検査が遅れている場合においては書類、写真等によってその工事がしゅん工した事実を確認することができる日。）までの間に生じた災害をいう。

災害復旧事業の施工中に生じた手戻り又は増破は、暫定法の対象となりますが、災害復旧事業以外の改良工事等の実施中の災害は暫定法の対象となりません。ただし、他の事業そのものは継続中であっても、部分的に竣工した施設がある場合で、その施設が農業用施設としての機能を発揮している場合は暫定法を適用できることになっています。この場合、機能を発揮している施設の竣工認定は、全工事の竣工検査が終わっているものは勿論のこと、部分検査によってその部分の竣工を認定されたものも法を適用して差し支えありません。また実質的に竣工しているもので、竣工検査実施前に被災したのものについて、書類、写真等によって竣工した事実、及び農業用施設として単独に機能を発揮していたことが確認できる場合は、法を

適用することができます。

第 2

5 法第 5 条第 8 号に規定する「小規模な施設に係るもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

第2.5

(1) 道路の路面又は側溝のみに係る工事

道路の路面、又は側溝のみの被災は法の適用除外とし、維持工事で補修しますが、土止壁を含む路面の崩壊、崩壊土による埋没等の被害を受けた場合は路面、側溝等も含めて復旧することができます。

なお、砂利道における道路の路面の災害で、改良済みの道路が下層路盤も被災した場合、上層下層の区別がない道路及び未改良道路が30センチメートル程度以上被災した場合は災害復旧事業として採択するものとします。(了解事項「道路の路面」(第 3、11) 参照)

第2.5

(2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土のたい積(幅員のうち車馬の交通の可能な部分が1.2メートル以上残されたものをいう。)のみに係る工事

道路に崩壊土が堆積した場合で、崩壊部分の土止壁等を施す必要はなく、単に崩壊土の除去のみを行う場合には、堆積していない交通可能な部分が1.2m以上ある場合は法の適用除外とします。ただし、崩壊部分の復旧に土止工等を施す必要がある場合は堆積土砂の排土も法の適用対象として復旧費に含めて差し支えありません。また、排土のみの工事でも交通可能な部分が1.2m以下の場合は法の適用となることはいうまでもありません。

(災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額)

第 2 の 2 令第 9 条第 6 号に規定する「災害にかかった農地に代わる農地を造成するのに要する標準的な費用の額」は農林水産大臣が毎年定めると

ころにより算定する。

(国庫補助の対象としない災害復旧事業に係る災害の範囲)

第3 降雨、洪水、暴風等による災害のうち、次の各号の一に該当する災害の復旧は、国庫補助の対象としないものとする。

第3

(1) 河川の出水による災害にあつては、被災当時における被災施設の所在箇所の水位が警戒水位（警戒水位の定めがない場合は河岸高（低水位から天端までの高さをいう。）の5割程度の水位）未満の場合に生じた災害。ただし、河床の低下等河状の変動により警戒水位が不適當な場合又は融雪出水のように比較的長期にわたる場合は、この限りでない。

河川の出水によって、農業用施設が被災した場合の異常な天然現象とみなす現象とは、被災施設地点における被災時の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）以上でなければなりません。はん濫注意水位（警戒水位）を指定していない河川等にあつては、被災時の水位が低水位から河川の天端までの高さの1/2以上とします。

ただし、河床の低下等河状の変動のため被災時の水位は指定されたはん濫注意水位（警戒水位）に達しなかったが、流量、流速等が異常に大きく被災施設に与えた影響が大である場合、又は融雪出水のように比較的長期にわたって出水し、被災施設に連続的に衝撃を与えた場合は、被災時の水位が上記未満の場合においても採択できます。

第3

(2) 降雨による災害にあつては、被災の当時における最大24時間雨量が80ミリメートル未満であった場合に生じた災害。ただし、最大24時間雨量が80ミリメートル未満であっても、次のアからウまでの一に該当する場合は、この限りでない。

ア 連続雨量又は時間雨量が大であった場合

イ 上流地域の異常降雨による河川等の洪水又は増水によって発生した場合

ウ 火山噴火の噴出物のたい積により上流地域の状況が著しく変化した場合

降雨によって農地及び農業用施設が被災した場合の異常な天然現象とは、次のようなものをいいます。

- a. 被災原因となった洪水の発生原因である降雨量が24時間に80mm以上であること。この場合の24時間のとり方については特に規定はなく、雨量記録中最大の時間と考えて差し支えありません。
- b. 長期にわたって降雨が連続した場合で、その最大24時間雨量が80mm未満の場合においても、連続雨量により流出率が增大して異常洪水を起こした場合、又は時間雨量が大きく（概ね20mm/h）洪水又は土砂崩れ等を起こした場合の災害は採択できます。
- c. 災害発生地域においては降雨はなくても、上流地域に異常降雨があったため下流が洪水となったような場合の災害は採択できます。この場合における上流地域の異常降雨は前述によるものとします。

第3

- (3) 暴風による災害にあつては、最大風速が、15メートル未満であった場合に生じた災害

最大風速とは、10分間平均風速の最大値のことをいいます。

第3

- (4) 干害にあつては、連続干天日数（日雨量が5ミリメートル未満の日を含む。）が20日未満であった場合に生じた災害

第3

- (5) 火山噴火の降灰等による農地の災害のうち、その筆における降灰等の平均の厚さが、粒径1ミリメートル以下の場合にあつては2センチメートル、粒径0.25ミリメートル以下の場合にあつては5センチメートルに満たない農地に係るもの

（国庫補助の対象としない工事費）

- 第4 国庫補助の対象としない工事費は、次の各号に掲げるものとする。

第 4

- (1) 令第7条の規定により提出した災害復旧事業計画書又は災害復旧事業補助計画書（農地等に係る災害復旧事業費補助金交付要綱（平成12年4月1日付け12構改D第284号農林水産事務次官依命通知）第3の規定により変更されたものを含む。）の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費

災害復旧事業は法の精神に基づいて、被災農地等の従前の効用を回復することを限度としており、その工事内容及び範囲は、査定によって決定されますが、事業の実施に際しては、その工事内容及び範囲内で、さらに詳細に補助金交付申請書に添付する災害復旧事業計画書（間接補助の場合は災害復旧事業補助計画書）即ち実施設計書を作成し、これに基づき施行することになりますが、その設計内容を承認なく変更して実施し、法の精神に基づく限度を超過して改良工事を行ったような場合は、その超過部分に相当する工事費は国庫補助の対象としません。

第 4

- (2) 工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費

工事が出来高不足の場合におけるこれに見合う額、又は施行粗漏により、設計書に示された規模、強度、機能等が発揮せず、復旧目的を達成しない場合において行う手直し、又は補強に要する工事費は国庫補助の対象としません。

第 4

- (3) 国庫補助金で購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の、当該資材の購入に要した費用

その施設の水防用として、国庫補助を受けて購入して常備していた水防用資材を応急工事に使用した場合は、その資材の購入費のうち国庫補助に見合う額は国庫補助の対象としません。ただし、他の施設の水防用として常備していた資材を一時借用して応急工事に使用した場合で、事後において返済する場合の資材は国庫補助の対象とします。

第4

(4) 工事発生品で、災害復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合における購入費に相当する費用

被災施設の残存部分を取壊した場合の復旧工事に使用可能な材料、あるいは掘さく等によって生ずる土砂、石礫等のうち復旧事業に使用できるもの等があるにもかかわらず、他から購入した場合は、使用可能な工事発生品に見合う購入材料費は国庫補助の対象としません。したがって、これら工事発生品は極力復旧工事に使用するように設計の際留意する必要があります。ただし、工事発生品のうち、災害復旧工事に転用できないもの（例えば、工種変更、能力変更等によって使用不能となる旧揚水機のようなもの）の残存価格等については、復旧工事が竣工した場合に処理するものとし、査定時においては復旧工事費から残存価格を差引くことはしません。

(災害報告)

第5 都道府県知事は、当該都道府県の区域内において農地及び農業用施設に災害が発生したときは、直ちにその概要を電話その他の方法をもって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）及び当該都府県を管轄する地方農政局長（沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告するものとする。この場合において、一の災害の被害箇所及び被害金額を確認したときは、遅滞なく、被害報告書（様式第1第1号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における前項の災害による被害推定額が10億円以上又は特に必要があると認められる災害の場合にあつては、前項の報告のほか、災害の発生後1週間以内に、災害概要報告書（様式第1第2号）を農村振興局長及び当該都府県を管轄する地方農政局長に提出するものとする。

災害が発生した場合、都道府県は、管内各市町村に連絡して被災箇所の調査を行い、被害の判明の都度、集計して、電話その他の方法をもって直

接、農村振興局整備部防災課及び地方農政局農村振興部防災課に報告します。ただし、北海道は農村振興局整備部防災課に、沖縄県は農村振興局整備部防災課及び沖縄総合事務局農林水産部農村振興課に報告します。被害報告の電話等は、いわゆる速報的なものですから、その内容は、農地については被害箇所数、被災面積、被害額、農業用施設については箇所数、被害額、被災施設の工種のほか、災害中心地（例えば、〇〇水系、上流部等）及び被害集計時点を明確にし、災害が激甚な場合は、少なくとも1日1回程度は報告することが望ましいです。

一つの災害（原因単位）について、全被害が確認された時点においては最終的に、様式第1第1号によって公文書による被害報告を行います。（この報告は第2項に示す災害概要報告書の提出には関係なく、必ず提出するものです。）被害報告の被害額は、被災箇所を復旧するのに必要な復旧工事費の概算額としますが、1箇所当り工事費が40万円未満のいわゆる小災害も含めて積算します。この被害額は、激甚災害の指定を行う場合の推定査定額算出の基礎資料等となるものですから、できるだけ正確なものが望ましいです。

なお、要綱上は災害報告の期限は特に規定していませんが、できるだけ速やかに行うものとし、大災害にあっても最終報告は発生後3週間以内に行うことが望ましいです。

また、平成29年12月21日に、内閣府の中央防災会議において「激甚災害指定の早期化に向けた運用の改善」が決定され、災害発生後は速やかに被害報告を集計し、早期に激甚災害指定の要否を判断することとなり、今後は、被害が甚大になる蓋然性が高いと判断される災害について、災害終息後、最速で1週間程度で「指定見込み」の公表を行うものとされています。

一都道府県において、一つの災害の被害推定額が10億円以上になった場合又は特殊な災害が発生した場合は、国において詳細に被害の状況を把握し、特別な措置を講ずる必要があるか否かについての検討資料とするため、都道府県は速やかに被害調査を行い、第1項による被害報告を行うほか、様式第1第2号による災害概要報告書を災害発生後1週間以内に農村振興局長及び地方農政局長に提出しなければなりません。なお、地すべり災害については、「地すべり災害の取扱いについて」（昭和59年4月18日付け事務連絡）のとおり、年内に終息が確認され被害報告を訂正する必要が生じた場合は速やかに再報告するものとし、終息が越年する場合にあって

は被害報告を更新します。

(計画概要書等の提出)

第6 都道府県知事は、令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を農林水産大臣に提出するときは、総括表(様式第2)をこれに添付するものとする。

暫定法による国庫補助を受けて災害復旧事業を実施しようとする場合、都道府県知事は農林水産大臣に対して、災害復旧事業計画概要書を添えて事業の申請をし、農林水産省の現地査定を受けることとなります。その際都道府県で復旧事業を行うもの(直接補助を受けるもの)については災害復旧事業計画概要書を、また、市町村、団体等が行う復旧事業に対し都道府県が補助を行うもの(間接補助を受けるもの)については災害復旧事業補助計画概要書(内容は災害復旧事業計画概要書と同じ。)を提出しますが、この場合に様式第2による総括表も添付することになっています。

なお、災害復旧事業(補助)計画概要書の提出期限に関する定めはありませんが、規則第1条第3項に基づく被害把握困難地域を除き、被災後2箇月以内の提出を目標とし、遅くとも3箇月以内には提出できるように努めてください(これによりがたい場合は、地方農政局等へ相談ください。)

地すべり災害については、地すべりが進行中である等の理由により復旧計画が樹立できず、規則第1条に定める災害復旧事業(補助)計画概要書の提出ができない場合は、その理由書を地方農政局へ提出する必要があります。

迅速な事業着手と早期復旧を図るためには、都道府県と市町村の役割分担を明確化し、都道府県が実施主体となる場合の基準をあらかじめ定めておくことが重要です。

このため、当該基準を整備していない都道府県では、既に基準を整備している都道府県の事例を参考に基準の整備に取り組んで頂くようお願いいたします。また、既に基準を整備している都道府県においては、当該基準について、関係機関へ定期的に周知されるようお願いいたします。

第6

2 令第2条第2項に規定する費用に係る工事を含む災害復旧事業について

て、令第1条の4の規定により災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出する場合において、当該工事がしゅん工しているときは、当該工事のしゅん工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。

第1項により災害復旧事業（補助）計画概要書を提出する場合において、応急工事等のようにすでに施行済の工事がある場合は、被災の状況、工事実施状況等、事業実施の必要性及び工事の施行が確認できる現場写真のほか当該工事に要した費用を確認することができる見積書、契約書、請求書、領収書等の必要書類を添付するものとします。

第6

3 既に提出した災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書又は第1項に規定する総括表の内容に変更を加える場合には、変更届を提出するものとする。

災害復旧事業の計画を変更する必要がある際は、効率的かつ円滑に事業を実施するため、あらかじめ農林水産大臣の同意を要する変更を行う場合において、変更内容の適法性など、事業実施主体で判断に迷う案件は、工事中断の発生や事業計画の変更に係る手続きの手戻りが生じることがないように、事業主体は、WEB等も活用しつつ、事前に都道府県や地方農政局へ相談（打合せ）してください。

また、都道府県は、国との協議を要しない軽微な変更において、都道府県へ事前に協議や承認を要するものを必要最小限とするなど、市町村などの事業主体の事務負担の軽減に努めてください。

（設計単価及び歩掛りの承認）

第7 都道府県知事は、令第1条の4に規定する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書を提出するときは、あらかじめ当該災害復旧事業の設計単価及び歩掛りについて、農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならない。

災害復旧事業（補助）計画概要書は災害発生後に作成し、これに基づいて農林水産省の現地査定を受けることは前述のとおりですが、この災害復

旧事業（補助）計画概要書を作成する場合の設計単価及び歩掛りについては、作成者（各事業主体）間の不均衡をなくするため、あらかじめ農林水産大臣に協議し、その同意を得ることになっています。

なお、その年の新単価が決定されるまでは、前年単価等により査定事業費を決定することとなります。（材料単価については、平成26年から査定時の市場価格とされています）

また、本事項の同意に係る決裁については、農林水産省行政文書決裁規則により地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）に委任されています。

（事業費目の内容）

第8 様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書、災害復旧事業補助計画概要書、災害復旧事業計画書、災害復旧事業補助計画書及び事業成績書（以下「災害復旧事業計画概要書等」という。）に計上する工事費の各費目の内容は、次に定めるところによる。

- （1） 本工事費 事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「本工事」という。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び土地の借料並びに事業主体が負担する労務者保険料（労働者災害補償保険料、雇用保険料、厚生年金保険料、健康保険料等をいう。以下同じ。）とする。ただし、請負施行の場合にあっては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等とし、その内容については、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。
- （2） 附帯工事費 事業主体が直接施行する場合においては、本工事によって必要を生じた他の施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。以下「附帯工事」という。）に要する費用のうち、前号に規定する本工事費の内容に相当する部分の経費の合計額とする。
- （3） 測量及び試験費 工事を施行するために必要な調査、測量及び試験に要する費用とする。
- （4） 用地費及び補償費 工事の施行に必要な土地の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金

に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。)とする。

- (5) 船舶及び機械器具費 工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両(乗用車を除く。)等の購入費、借料、運搬費(船舶保険料等を含む。)又はすえ付け、撤去、修理若しくは製作に要する費用とする。
- (6) 営繕費 工事を施行するために必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築(購入を含む。)、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料とする。
- (7) 工事雑費 工事の現場事務に必要な賃金、需要費(消耗品費、印刷製本費、光熱水料等をいう。)、役務費(通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料(登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料(土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。)、並びにこの費目から賃金が支弁される者に係る事業主負担の共済費(社会保険料)等とする。

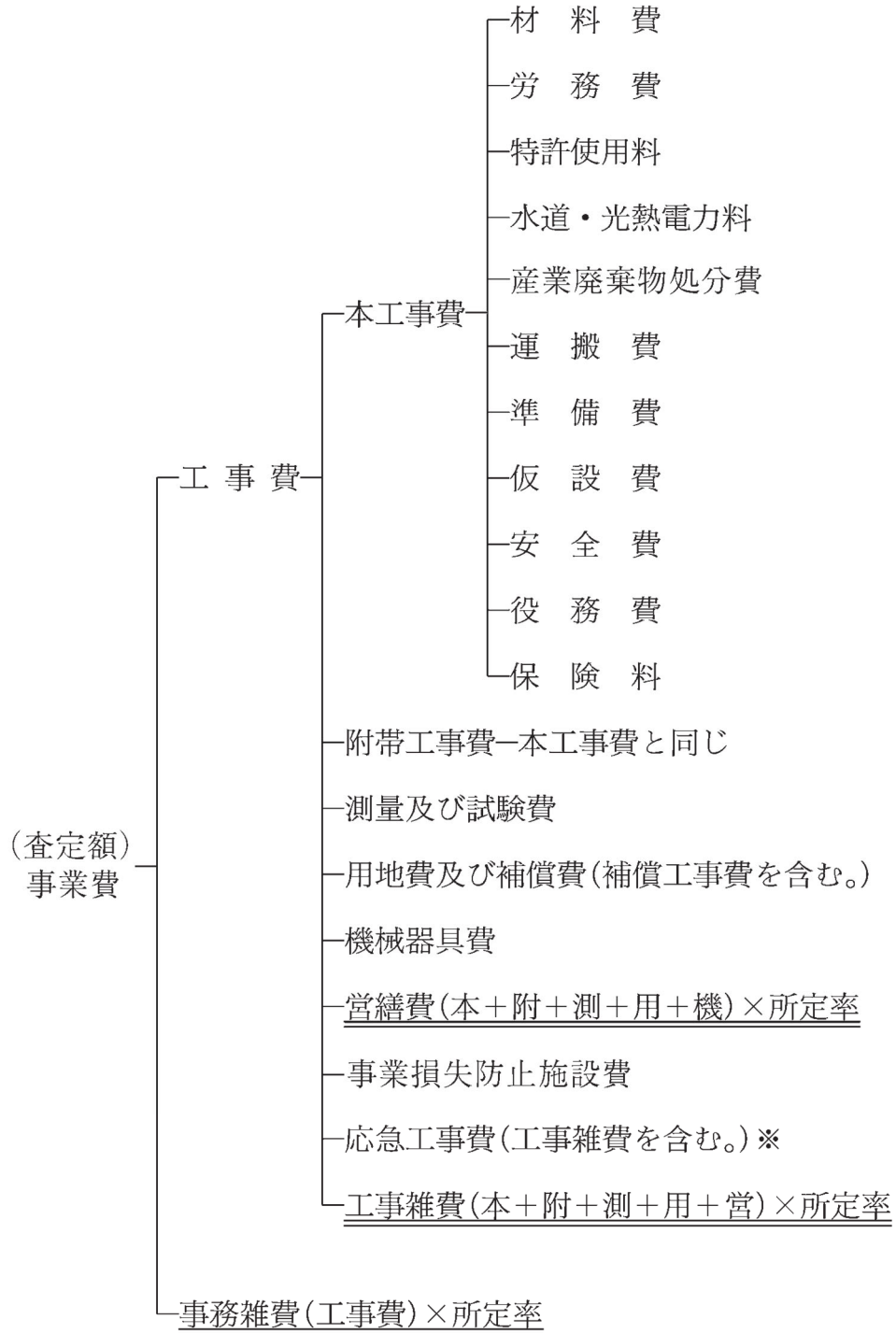
第8

- 2 様式を定める告示の様式中、災害復旧事業計画概要書等に計上する事務雑費の内容は、事業の施行に必要な職員の給料、職員手当(退職手当を除く。)、賃金、旅費、需要費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水料費等をいう。)、役務費(通信運搬費、雑役務費等をいう。)、備品購入費、委託料(登記事務及び測量等の委託費をいう。)、使用料及び賃借料(土地、建物、事務用機械器具等の借料及び損料をいう。)並びにこの費目から賃金又は給料が支弁される者に係る事業主負担の共済費(社会保険料)等とする。

査定時に提出する計画概要書、全体事業計画書、補助金申請時に提出する事業計画及び事業成績書に計上する工事費の各費目を規定したもので、総括して図示すれば次のとおりです。

なお、営繕費(間接工事費でない。)、工事雑費、事務雑費は国庫補助の対象外ですが、法第2条第6項に示す災害復旧事業の要件(1箇所の工事の費用が40万円以上)については、これらの費用を含めて判断します。

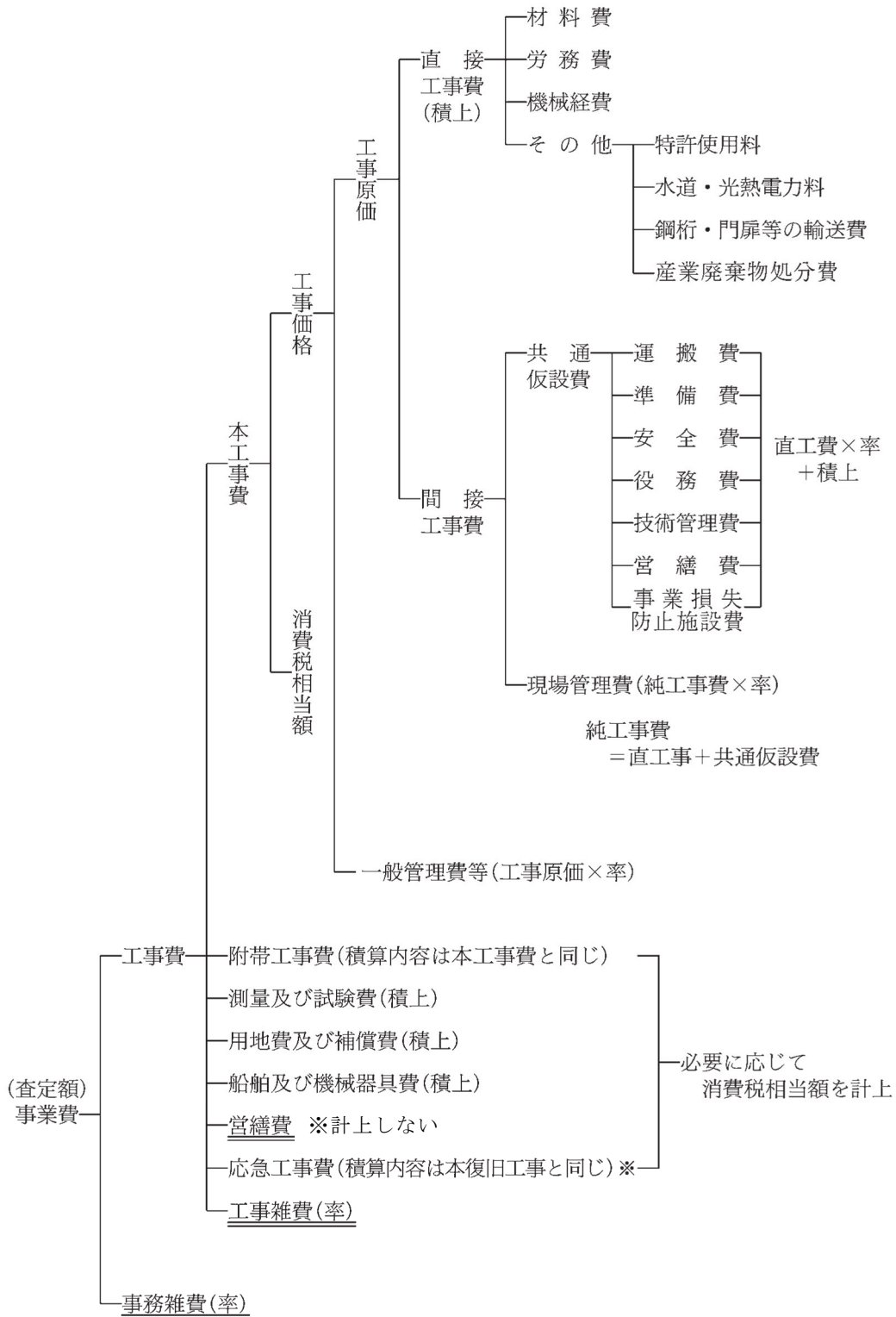
「直営施工の場合」



下線 _____ は国庫補助の対象外

※応急工事費のうち営繕費(積上)及び工事雑費は国庫補助の対象としない。

「請負施工の場合」



下線 _____ は国庫補助の対象外

※応急工事費のうち営繕費(積上)及び工事雑費は国庫補助の対象としない。

第9 削 除

第10 削 除

(工事雑費)

第11 工事雑費は、次の各号に掲げる区分に従い、当該工事費（工事雑費を除く。）にその号に定める率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

- (1) 直接施行に係る工事費 1,000分の35
- (2) 間接施行に係る工事費 1,000分の15

第12 削 除

(事務雑費)

第13 事務雑費は、当該工事の工事費の額の1,000分の15に相当する額の範囲内とする。

(農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲)

第14 令第2条第2項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める応急工事費の範囲は、地方公共団体、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は共同施行者が施行する次の各号に定める工事（次項に定めるものを除く。）に要する費用とする。この場合において、査定前に施行したものについては、査定時において応急工事として認めるものは、写真その他の証拠書類等によって被災の状況及び工事のしゅん工並びに工事費の精算等が確認できるものに限るものとする。

災害が発生し、災害復旧工事を待っていたのでは、被災施設が増破したり、農作物の被害が拡大するような場合は、応急工事を実施して防止することができます。応急工事の一部は査定後において国の指示によって行うものもありますが、その性格上、大部分は査定前に事業主体の判断で実施するものです。このように査定前に行うものでも国庫補助の対象となりますが、決算補助という形となるので、その実施に当っては、工事費の精算を確認するために必要な契約書、領収書、材料購入の見積及び領収書、人夫の出役簿、その他工事に要した費用を確認できる書類の整備はいうまでもありませんが、このほか、その応急工事を実施することの必要性が確認

できる被災状況の写真及び工事实施中の各段階における連続写真、応急工事の出来高が確認できる竣工写真等を必ず整備しておく必要があります。これらの資料が整備されていないものは国庫補助の対象とならないこともあるため十分注意する必要があります。なお、応急工事の事業主体には、共同施行者を含むものとしませんが、この場合の共同施行者とは単に2人以上の集まりというのではなく、ある程度の集団の共同体であって責任主体の明確なものをいいます。

第14.1

- (1) 被災した農地を含む地域が湛水し、湛水面積が30ヘクタール以上、又は湛水量が30万立方メートル以上であって自然排水（当該区域に既存の排水施設がある場合は、これによる排水を含む。）を待つときは、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合における排水工事及び堤防切開（埋めもどしを含む。）工事。この場合の工事は、農地に係る災害復旧事業とする。

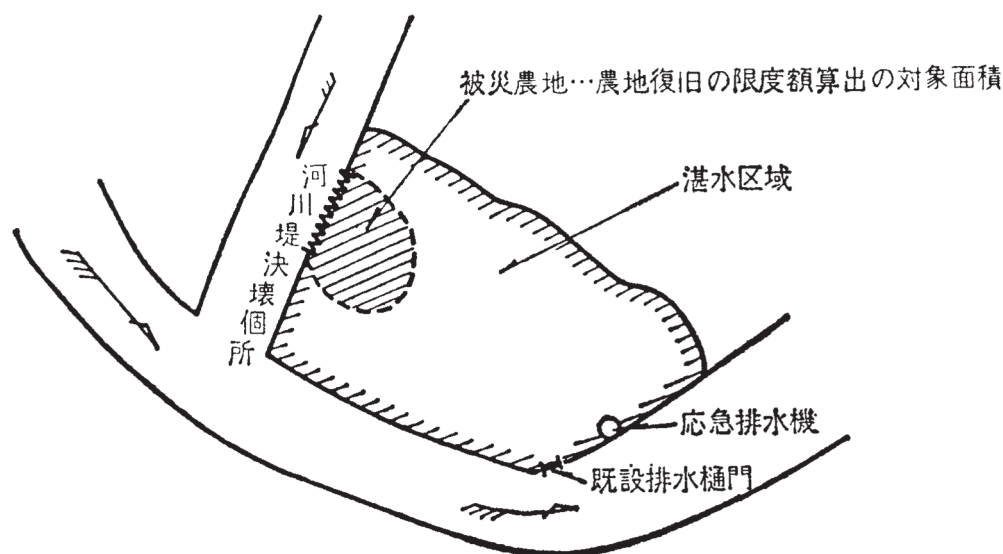
農地の湛水を応急排除する場合を規定したもので、激甚災害の場合、激甚法第10条の規定により土地改良区等が行う湛水排除事業と異なるのは、農地が被災しているという条件がないと、応急湛水排除は暫定法の補助対象とならないことです。即ち、応急工事として湛水排除事業が採択される条件は次のとおりです。

- a. 農地が被災していること。
 - b. 被災農地を含む同一水面（樋管、水路、サイホン等の排水施設によりつながっているもの及び一方の区域の排水を他方の区域を通じて2段排水する場合等にあっては同一洪水区域と見なす。）による最大湛水面積が30ヘクタール以上又はその湛水量が30万立方メートル以上であること。
 - c. その湛水区域の既設の排水施設のみで排水したのでは、湛水が長時間にわたるため、地域内の農作物が著しく減産となることが明らかな場合、又は被災農地の復旧工事の着手が遅延する場合。
- また、応急工事で実施する工事は、次の範囲内です。
- a. 排水機（原動機を含む）の借入に要する費用
 - b. 排水機の基礎工事、運搬、据付、撤去に要する費用
 - c. 排水機の運転に要する費用（燃料費、電気料金とし、運転に要する

労務費を除く。)

d. 堤防の切開工事（切開箇所を埋戻し及びこれに導水するための排水路の掘さくを含む。）

この場合の応急工事は、農地復旧として処理するものとします。従って、その補助率については農地復旧のものを適用します。ただし、応急工事費は復旧農地の限度額の計算には入れないものとします。（了解事項「農地の被災」（第2、1）参照）



第14.1

(2) 農業用施設が被災し、次期出水等により、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該施設被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれがあるため早急に施行しなければならない増破防止工事又は仮締切工事

ため池、頭首工、排水路等の農業用施設が被災し、これを放置すれば次期出水等により、その被災施設、その被災施設に隣接する施設あるいは背後農地等が甚大な被害を被るおそれがある場合には、増破防止の工事、又は決壊部等の仮締切を行って農地等への洪水の流入を防止する応急工事を実施することができます。

第14.1

(3) かんがい排水施設が被災し、本工事の復旧を待つときは、農作物の生産に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。ただし、揚水機の運転労務費を除く。

かんがい排水施設が被災し、本復旧工事完了までは相当の日数を要し、その間において、かんがい用水の取水が不能となったり、あるいは農地の排水が不能となり、農作物の生産に重大な影響を及ぼす場合は、仮締切、用水機の設置、臨時用水路の掘さく等の応急取水のための工事または臨時排水路の掘さく、仮締切、排水機の設置等の応急排水のための工事を行うことができます。ただし、この場合における用排水機については運搬、据付、撤去、機械損料、燃料等に要する費用とし、機械購入費、運転労務費については国庫補助の対象としません。

第14.1

- (4) 特に重要な農道又は橋梁（有効幅員が2.5メートル以上のものに限る。）が被災し、交通上著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ、適当な回路（う回距離がおおむね2キロメートル程度）がないため早急に施行しなければならない仮道工事、仮栈道又は仮橋工事であって、次の各号の一に該当する場合において施行するもの
- ア 農産物の生産又は搬出に重大な支障があるために施行しなければならない場合
 - イ 奥地住民の唯一の交通路であり、民生安定上必要があるため緊急に施行しなければならない場合

農道及び橋梁が被災した場合の応急工事について規定したもので、他のかんがい排水施設については、特に効用上の制限はありませんが、この場合は有効幅員2.5メートル以上、かつ、他に回路がない場合、又は、回路があってもその回路距離がおおむね2キロメートル以上となる場合で農産物の生産、搬出に支障を来すもの、あるいは、民生安定上必要なものは応急工事を実施することができます。

第14.1

- (5) 前各号に掲げるもののほか、令第3条第1項の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、農林水産大臣が復旧工事の全部又は一部とすることが適当と認めるもの

前号（1）～（4）までの応急工事は、被災後の状況から必ず実施し

なければならないと認められる性格のもので、次のような被災箇所
で止むを得ないと判断される場合には、応急工事を実施することができます。

- (1) 被災施設又はこれに関連する施設の増破防止、あるいは、作物、人家、公共用施設等への被害を防止するため緊急に着工する必要のある箇所（農地を含む。）
- (2) 緊急に復旧すれば作付時期に間に合う農地の復旧等の箇所

また、応急本工事は、都道府県、地方農政局等と事前打合せを行った上で着工するものとしますが、次に示す内容は事前打合せを行わずに着工しても差し支えありません。

- ・土砂堆積物の撤去
- ・機械設備、電気設備の復旧（部品の交換等に限る）
- ・農地畦畔の復旧（法面復旧を除く）
- ・二次製品水路による復旧（構造計算を伴わない小規模なものに限る）

このように止むを得ない理由により査定前に応急工事を実施した場合は、その工事のうち本復旧工事として使用できるものに限り国庫補助の対象とすることができます。

第14

2 前項の規定により除かれる工事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号から第4号までに掲げる工事（以下「応急仮工事」という。）で、当該各号の工事に要する費用が20万円未満のもの
- (2) 応急仮工事で、これらに係る復旧工事に要する費用が40万円未満のもの

この除外規定では、応急仮工事は1箇所当り20万円以上のもので、かつ、応急仮工事費を除く事業費が40万円以上のものを国庫補助の対象とするものです。

なお、応急本工事については20万円以下のものでも応急本工事費を含めた事業費が40万円以上となれば採択されることとなります。

(応急工事費の取扱い)

第15 令第2条第2項に規定する農林水産大臣が特別の事情があると認める
応急工事費の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。

(1) 第14に定める応急工事費の費目の内容は、第8の事業費目に準ずる
ものとする。ただし、揚水機の運転費用については、燃料費（電力料金を
含む。）に限るものとする。

費用の積算は本復旧工事に準じます。従って、必要な工事雑費を計上
することは差し支えありません。応急用排水機の運転に要する費用につ
いては、燃料費又は電力料金は補助対象としますが、運転労務費は営農
労力と見なすこととし、補助対象としません。また、現場管理費、一般
管理費等及び営繕損料については、特に必要と認められるもののほかは
対象としません。

第15.1

(2) 令第3条第1項の規定による事業費の決定以前に施行した第14第1
項各号に掲げる工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次
により算出される金額とする。

ア A < B の場合は、A とする。

イ A > B の場合は、B とする。

A …… 施行済応急工事のために現実に要した費用の額

B …… 第7の規定により農林水産大臣に協議し、その同意を得た設計
単価及び歩掛りにより施行済応急工事に要する費用を算出し
た場合の当該算出額

Bにおいて、第7の規定によって同意を得た設計単価及び歩掛りによ
り難しい場合には、実施時期、地域の実態及び他の事業との関連等を考慮
した設計単価及び歩掛りにより積算することができます（農地農業用施設
災害復旧事業計画概要書等作成要領第2）。

第15.1

(3) 応急仮工事により、新設若しくは改修された排水工事、増破防止施
設、かんがい排水施設、仮道、仮棧道若しくは仮橋が被災し、又は当該
応急仮工事の施行中に手もどりを生じた場合における当該被災部分若し

くは手もどり部分に係る新たな工事に要する費用は、次のアからウまでに掲げるものを除き、原則として応急工事としない。

ア 当該工事が復旧工事の一部となるもの

イ 当該工事を施行しないときは、かんがい排水に重大な支障を及ぼすと認められるもの

ウ 当該施設に係る工事を早急に施行しなければならない場合で、次の（ア）から（ウ）までの1に該当するもの

（ア） 当初の応急仮工事が採択された年に発生した災害が激甚であり、かつ、当該都道府県の地域内における被災箇所が多数であるため、重要被災箇所から順次復旧していること等やむを得ない事由により復旧工事の着手又は施行が遅延している場合

（イ） 復旧工事のしゅん工までに長期間を要する場合

（ウ） 原施設が被災した年と同一年において新たに被災した場合

応急仮工事として施行した施設が事業費の決定前に被災した場合は、その応急仮工事の必要性、時期、方法等を検討のうえ、当該応急仮工事に要した費用を当該被災部分に係る新たな工事の費用とあわせて採択することができます。

第15.1

2 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合は、第1号の額が第2号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、応急工事に要する費用とする。

（1） 応急工事に使用した材料を復旧工事に使用できるものに要した費用並びに当該材料を復旧工事に使用するために必要な除却及び運搬に要する費用の合計額

（2） 復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

応急工事に使用した材料を本復旧工事に使用する場合は、本復旧工事に別途材料を購入する場合と応急工事に使用した材料を転用する場合（修理、補強、除却、運搬等を含む。）を比較して転用することが

安い場合のみとします。

即ち、(復旧工事用に使用する材料の修理、補強費) + (除却、運搬費) < (現場着新規購入費) の場合とします。

(災害復旧工事の着手前又は施行中に災害が生じた場合の取扱い)

第16 令第3条第1項の規定によって事業費が決定された災害復旧事業に係る農地及び農業用施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中にさらに法の適用を受ける災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

2 前項の場合において、新たに生じた災害が前の災害と発生を異にするときは、国が行う補助の比率についての法第3条第2項及び第3項の規定の適用は、その未着手又は未施行の工事に係る部分の事業費と新たに生じた災害に係る工事に係る部分の事業費とに分けてするものとする。

災害復旧事業の着手前又は施行中に災害が発生し、前災による工事が増破又は手戻りが生じた場合は、後災の天然現象、被災規模等が法の適用を受けるものであれば前災(未着手又は未施行分工事)と後災(前災の手戻り工事及び新たな被災分の工事)をあわせて一の災害復旧事業として実施します。ただし、法の適用を受けない程度の増破(失格)であれば前災の計画変更として処理します。「欠格」(要領第7)となる増破については、法令等に照らして資格を欠くものであるため、当然ながら災害復旧事業として認められないこととなります。ただし、前災の災害復旧事業で施行する構造物の安定に不可欠な部分に限っては、前災の計画変更として処理します。

暫定法による災害復旧事業の補助率は、前災と後災の発生年を異にする場合は異なってくるので、事業費を前災と後災にそれぞれ区分して適用します。また、同一年に発生した災害は補助率が同一ですが、その何れかが激甚災害に指定された場合は、前災と後災の補助率が異なってくるため、同様に事業費をそれぞれ区分して適用します。

第17 削 除

(補助率増高の申請)

第18 様式を定める告示の2の別紙の注の9の「その他補助率増高の申請に必要な書類を添付すること。」とは、都道府県知事が、令第4条第1項の補助率増高申請書又は令第5条の2第1項の連年災害補助率適用申請書を提出する場合において、当該災害に係る市町村長から補助率増高に係る資料の提出があったときは、これを当該申請書に添付して、農林水産大臣に提出することをいう。

災害復旧事業の補助率は市町村単位に決定されるもので、その年の1月1日から12月31日までに発生した災害で農林水産大臣が決定した事業費を関係農家戸数で除した、1戸当り事業費の額によって決定されます(連年災害における補助率の特例の場合を含む。ただし、激甚災害に指定された災害については暫定法に基づく補助率のほか、さらに激甚法による補助率嵩上計算を行う。)。これらの補助率算出資料は各市町村単位に作成したものを都道府県知事が取りまとめ、農林水産大臣に対して補助率増高申請を行います。農林水産大臣はこれらを審査して各市町村の補助率を決定し、都道府県知事に通知するとともに当該市町村を官報に告示します。

(被害把握困難地域の取扱い)

第19 規則第1条第2項及び省令第1条に規定する「災害による被害状況の把握が著しく困難である」とは、次に示す事由によるものをいう。

- (1) 政府が法令等により立入りを禁止する区域内のもの
- (2) 災害発生箇所の積雪により、被害状況の把握のための調査を災害発生年の翌年1月31日までに行うことが著しく困難なもの
- (3) その他特別の事情により、被害状況の把握のための調査を災害発生年の翌年1月31日までに行うことが著しく困難なもの

2 規則第1条第3項又は省令第1条第2項の規定による承認を受けようとする都道府県知事は、災害発生年の翌年1月15日までに、被害把握困難地域指定申請書(様式第3)を農林水産大臣に提出しなければならない。

ただし、激甚災害の指定が災害発生年の翌年1月16日以降となった場合は、激甚災害の指定後速やかに、省令第1条第2項の規定に基づく被害把握困難地域指定申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

3 農林水産大臣は、前項の規定により提出された被害把握困難地域指定申請書を審査の上、適当と認めるときはこれを承認し、当該都道府県知事に

その旨を通知するものとする。

- 4 都道府県知事は、前項の規定により承認を受けた地域（以下「被害把握困難地域」という。）の被害状況の調査が可能となったときは、遅滞なく、被害把握困難地域指定解除報告書（様式第4）を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 5 都道府県知事は、被害把握困難地域の指定を解除した地域において実施する災害復旧事業に係る補助率増高申請書又は連年災害補助率適用申請書を前項の規定により提出する被害把握困難地域指定解除報告書に記載する被害状況の調査が可能となった日の属する年の翌年1月31日までに、農林水産大臣に提出しなければならない。

（しゅん工認定）

第20 地方農政局長（北海道にあつては農林水産大臣、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、直接事業が完了したときは、しゅん工認定を行う。

- 2 都道府県知事は、間接事業に係る災害復旧事業が完了したときは、しゅん工認定を行うものとする。

（書類等の整備）

第21 都道府県知事は、直接事業について、次の各号に掲げる書類等を整理しなければならない。ただし、第5号から第9号までの書類等については、工事を請負施行する場合であつて当該工事請負契約書にこれらに相当する書類等を工事を請け負った者が整備する旨定められている場合には、都道府県知事は、当該書類等を整備することを要しない。

- （1） 現金出納に関する帳簿
- （2） 経費の整理に関する帳簿
- （3） 負担金又は賦役の徴収を証する帳簿
- （4） 出面を証する帳簿
- （5） 工所用資材等の検収及び受払いを証する帳簿
- （6） 工事日誌
- （7） 工事の出来高を証する帳簿
- （8） 工事の施行を示す写真
- （9） その他工事の施行を証する書類

第5号から第9号までの書類等に相当する工事請負契約書に基づいて作成又は調整することとなっている工事関係資料は次のとおりです。

- (1) 工事中資材の検収及び受払いを証する帳簿
「支給材料及び貸与品」に関する条項に定める資料及び土木施工管理基準等の「品質管理」に定める資料
- (2) 工事日誌
「工事記録の整備」に関する条項に定める資料
- (3) 工事の出来高を証する帳簿
土木施工管理基準等の「直接測定による出来形管理」に定める資料
- (4) 工事の施行を示す写真
土木施工管理基準等の「撮影記録による出来形管理」に定める資料
- (5) その他工事の施行を証する書類
土木施工管理基準等の「工程管理」に定める資料

2 都道府県知事は、間接事業を行う場合に制定する補助金交付規定に、間接事業に係る災害復旧事業を行う者は前項に準ずる書類等を整備しなければならない旨の規定を設けるものとする。

(書類等の経由)

第22 都道府県知事は、法、令、規則、省令又はこの要綱の規定により農林水産大臣に対し書類等を提出するときは、当該都府県を管轄する地方農政局長を経由しなければならない。

(その他)

第23 この要綱に定めるもののほか、農地及び農業用施設災害復旧事業の実施については、農村振興局長が別に定めるところによる。

2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき、施工を行う

ことができないときは、宅地造成及び特定盛土等規制法の手続に従うものとする。ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第八条第八号に規定される「非常災害のために必要な応急措置として行う工事」に該当するものについては、この限りではない。

様式第1第1号

被 害 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿
〔 地方農政局長又は
沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

農地及び農業用施設に以下のとおり被害が発生したため、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第5第1項の規定により報告します。

[令和〇〇年]

記

都道府県名：〇〇県 災害名：〇〇〇〇 報告月日：〇/〇
発生期間：〇/〇～〇/〇 報告回数：第〇回 ※確定報の場合は（最終）と記載する。 単位：千円

市町村名	農地		農業用施設		合 計		農 業 用 施 設 内 訳																
							ため池		頭首工		水路		揚水機		堤防		道路		橋梁		農地保全施設		
	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	箇所	被害額	
〇〇市																							
〇〇市																							
〇〇町																							
〇〇村																							
〇〇市																							
〇〇町																							
〇〇村																							
合計																							

様式第1第2号

災 害 概 要 報 告 書

番 号
年 月 日

農村振興局長 殿
〔 地方農政局長又は
沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事

年 月 日から 月 日までの台風○号（豪雨）により農地及び農業用施設に下記のとおり被害が発生したから農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第5第2項の規定により報告します。

記

1 災害の概要

注 都道府県内の主要観測所の降雨量（降雨時間、日最大、最大24時間量）や、氾濫又は氾濫のおそれのある主要河川の水位等について、簡潔に記載すること。

2 被害の概要

(1) 農地及び農業用施設の被害推定額 (単位：千円)

市町村名	被害推定額	左 の 内 訳					備 考
		農 地			農業用施設		
		箇所	面積 (ha)	金額	箇所	金額	

注 備考欄には、各市町村における調査の進捗状況（被災範囲の○割調査済、調査完了等）を記載すること。

(2) 特記事項

重大な被害の概況（農地及び農業用施設以外の被害、国営、代行又は都道府県営土地改良事業として施行中または施行済の事業、その他1箇所の被害が大きいもの、応急対策を実施したもの等を実施したもの等）

(3) 写真

3 措置

- (1) 都道府県のとった措置
- (2) 国に対する要望事項

様式第2

年 災害
災害復旧事業（又は災害復旧事業補助）計画概要書総括表

都道府県名

総 括 表

区 分	災 害 復 旧 事 業						災害関連事業	合 計	摘 要
	農 地		農業用施設		計				
	面積	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	金額	
復旧申請額	ha		千円		千円		千円	千円	

地 区 別 一 覧 表

(1) 農 地

番 号		所 在 地			地域区分	事業主体名	被害額	申 請				摘 要
地区	箇所	郡市	町村	字				工種	緊急順位	数量	金額	
							千円	田畑		ha	千円	
					市町村計							
					合 計							

(2) 農業用施設

番 号		所 在 地			事業主体名	被害額	申 請					摘 要
地区	箇所	郡市	町村	字			工種	緊急順位	受益面積	数量	金額	
						千円	水路		ha	メートル	千円	
							ため池			箇所		
					市町村計		何々					
					合 計							

- 注 1. 災害関連事業は、数量欄及び金額欄にかっこ書で外数とすること。
 2. 再災害の箇所は、摘要欄にその旨を記入すること。
 3. 地域区分については、中山間地域（農林統計上で用いられる農業地域類型区分のうち中間農業地域及び山間農業地域をいう。）に該当する場合は「○」を入力すること。

様式第 3

被害把握困難地域指定申請書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則第 1 条第 3 項（及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第 18 条第 1 項の特別措置適用申請書に関する省令第 1 条第 2 項）の規定に基づき、年 月 日発生 of ○○災害で被災した下記の市町村を被害状況の把握が著しく困難な地域に指定したく申請する。

- ※ 1 () は、当該災害が激甚災害に指定されている場合に記載する。
- ※ 2 激甚災害の指定が、災害発生年の翌年一月十六日以降となり、省令第 1 条第 2 項の規程による承認を受けようとする場合は、____を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令第 18 条第 1 項の特別措置適用申請書に関する省令第 1 条」に置き換える。

記

1 被害状況の把握が困難な理由
○○○

2 被害状況の把握が困難な市町村

郡 市	町 村	指定する区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となる時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備 考
○○市		全域	○月上旬	翌年○月中旬	翌年○月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)
○○郡	○○村	一部	○月上旬	翌年○月中旬	翌年○月下旬	要綱第 19 第 1 項(2)

※ 市町村の一部を指定する場合は、指定する区域としない区域の別が分かる図面等を添付すること。

3 その他説明資料

- ※ 被害写真等の状況が分かるもの、及び復旧工程表を別紙で添付すること。

様式第4

被害把握困難地域指定解除報告書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事

年 月 日発生のおお災害により被害状況の把握が著しく困難となった市町村について、その調査が可能となったことから、農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱第19第4項の規定に基づき報告する。

記

1 被害状況の調査が可能となった市町村

郡 市	町 村	解除する区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となった日	被害報告書提出時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備 考
〇〇市		一部	〇年〇月	〇年〇月〇日	〇月中旬	〇月下旬	要綱第19第1項(2)
〇〇郡	〇〇村	全域	〇年〇月	〇年〇月〇日	〇月中旬	〇月下旬	要綱第19第1項(2)

※ 指定を一部解除とする市町村については、解除となる区域と指定を継続する区域の別が分かる図面等を添付すること。

2 指定を継続する市町村

郡 市	町 村	指定の区域	被害状況の把握が困難となった時期	被害状況の調査が可能となる時期の見込み	災害査定を実施する時期の見込み	備 考
〇〇市		一部	〇年〇月	〇月中旬	〇月下旬	要綱第19第1項(2)